

与党第5次提言案等を踏まえた今後の賠償、支援策等に係る各構成員の意見に対する国、東京電力等からの回答

福島県原子力損害対策協議会

1 農林水産業関係

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
1	JAグループ東京電力原発事故損害賠償対策福島県協議会	営業損害	国	JAをはじめ農林業者は限定された地域での事業活動が基本であり、他地域での事業再開は困難。このため、29年度以降も営業損害は確実に発生する。また、県産農畜産物の風評被害は収束する兆しもないことから、29年度以降も確実に損害賠償が継続されるスキームの構築が必要。よって、経済産業省に対しては、東電に対する監督官庁として強い指導力を求める。また、復興庁に対しては、復興推進の責任官庁としての強い指導力を発揮して、東電による責任ある賠償スキームの構築を求める。	農林業の営業損害については、平成28年12月まで現行の賠償を継続することとしているが、その後については、いただいたご意見等も踏まえ、今後検討していきたい。
		営業損害	東京電力	29年度以降も営業損害や風評被害が発生している場合は、原発事故の加害者として適切な賠償を実行するよう強く求める。	第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援策をお示しいただきました。集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。
2	福島県森林組合連合会	その他	国	森林整備と放射性物質対策を一体的に行うことについては、生活圏以外の森林の取扱いが明らかにされないことから、再生復興を加速するためやむを得ず森林所有者の負担の元で実施を求めたものであることに、まず留意されたい。 その上で ①事故後5年を経過したにも関わらず、生活圏以外の森林に関する取扱いの方向すら示されていないのは、極めて遺憾である。 ②特に避難指示等区域内においては、間伐等施業の施行が困難であり、森林除染の方針未決定と相まって、実質的に無施策の地帯となっている。 ③百歩譲って、土砂流出防止など封じ込め対象として森林を捉えるとしても、その主体や方法が明らかでない。 以上から、早急に生活圏以外の森林の取扱いについて方向を示すとともに、いたずらに森林所有者又はその属する地方自治体に負担を強いる対策とならないよう留意されたい。	森林内の放射性物質の大半が土壌表層に吸着していることから、間伐等により下層植生を繁茂させ雨滴による地表面の浸食を防止し、放射性物質の流出を抑制することが重要です。このため、公的主体により間伐等の森林整備と土砂流出抑制等の放射性物質対策を一体的に取り組み林業再生対策を推進しているところです。 また、避難指示区域においては、住民の早期帰還に向けた動きを踏まえ、帰還後に地域の森林整備が円滑に再開できるよう、平成26年度から国(林野庁)直轄により、適正な森林管理に向けた実証に取り組んでいるところです。
		営業損害	東京電力	森林組合は、森林所有者が共同して地域の森林管理を行うことを目的として組織した団体である。しかしながら、今般の営業損害補償において「商工業者」と取扱うとされていることは、理解に苦しむ。 さらに前項で述べたとおり、森林に関する取扱い方針も明確でなく、避難指示等区域では林業生産活動の目途さえ立っていない中で、賠償の期限が議論されることは、とうてい容認できない。森林組合はその範囲が規定されており、他地域での活動はできない。 例えば飯舘村森林組合や双葉地方森林組合は、林業生産活動が困難で、営業損害賠償がなされないとなれば解散のほか道がなく、住民帰還後の民有林管理に責任を持つ者が不在となる。国施策の方向と合わせた賠償取扱いの検討を強く求める。	森林組合様への賠償につきましては、個別のご事情をお伺いのうえ、適切に対応させていただきます。なお、避難指示区域内における農林業を営まれている事業者さまにつきましては、平成28年12月までの賠償対象期間をお示しさせていただいており、それ以降のお取扱いにつきましては、自立支援策の展開状況等も踏まえ検討させていただきます。
3	福島県漁業協同組合連合会	その他	国 東京電力	本格操業に至るまでの現在の補償(営業損害及び休漁損害)を堅持する事。	(国) 漁業を営まれている事業者の皆様に対しては、東京電力との個別の交渉に基づいて営業損害賠償をお支払いしていると承知している。事故との相当因果関係のある損害について東京電力が賠償を行うよう指導してまいりたい。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
3	福島県漁業協同組合連合会	その他	国 東京電力	本格操業に至るまでの現在の補償(営業損害及び休漁損害)を堅持する事。	(東京電力) 漁業を営まれている事業者さまにおかれましては、農林業を営まれている事業者さまにつきまして平成28年12月までの賠償対象期間をお示しさせていただいていることを踏まえ、農林業を営まれている事業者さまに準じたお取り扱いをさせていただきます。それ以降のお取扱いにつきましては、自立支援策の展開状況等も踏まえ今後検討させていただきます。
4	福島県農産物検査機関協議会	その他	東京電力 県	県内農産物の安全性を担保する上で、全袋検査等の持続継続し、リスクヘッジすることで消費者不安を解消する支援を求める。(単年ではなく複数年)	(東京電力) 福島県産農林水産物における風評被害の状況等を踏まえ、今後とも適切に対応してまいります。 (県) 米の全量全袋検査は、27年産米についてもこれまでと同様全ての県産米を対象に実施いたします。 なお、今後の検査の実施については、当該年の検査結果等を踏まえて関係機関等の意見を聞きながら県が判断してまいります。
5	一般社団法人福島市公設地方卸売市場協会	営業損害	国 東京電力	避難指示区域外における賠償についても先の5月12日要望内容どおりしっかりと取り組まれたい。	(国) 与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、またその後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の目途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。 (東電) 福島県原子力損害対策協議会様から5月13日に「風評被害等の実態に見合った十分な賠償を行うこと」、「相当因果関係の確認を簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応すること」等のご意見を頂戴いたしました。避難指示区域外の商工業等に係る風評被害につきましては、事故後一定期間が経過し、風評被害に収束傾向が見られる業種もあることから、各事業者さまの個別のご事情をお伺いし、将来にわたって発生し相当因果関係が認められる減収に対し、直近の年間逸失利益の2倍相当額の支払いにより、一括して賠償させていただきたいと考えております。また、今後、個別のご事情をお伺いするにあたっては、頂戴したご要求を踏まえ、できる限り事業者さまのご負担とならないよう留意しつつ、丁寧に対応してまいります。
6	福島県農民運動連合会	営業損害	国 東京電力	集中的な自立支援施策の展開を行った2年後の営業損害については、中間指針第二次追補の「①基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること」とされていることを厳守すること。	(国) 与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、またその後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の目途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。 なお、中間指針においては、営業損害／風評被害の対象となる期間については「一定の限度がある」とされており、営業損害については、「一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること等を考慮」するとされ、また、風評被害については、「客観的な統計データ等を参照しつつ」「個々の事情に応じて合理的に判定するのが適当」とされている。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
6	福島県農民運動連合会	営業損害	国 東京電力	集中的な自立支援施策の展開を行った2年後の営業損害については、中間指針第二次追補の「①基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること」とされていることを厳守すること。	(東京電力) 第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援施策をお示しいただきました。集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。
7	日本種苗協会福島県支部	営業損害	東京電力	放射能等による風評被害による売上がまだもとにもどらないなか長期間のご支援をよろしくお願います。	福島県産農林水産物における風評被害の状況等を踏まえ、今後とも適切に対応してまいります。
		その他	国	農業主産物の全国への販売支援をお願いする。	農林水産省としては、科学的なデータに基づいて正確でわかりやすい情報提供を行うため、関係省庁との共催で、地方公共団体とも連携しながら、食品中の放射性物質に関する説明会等を平成24年度以降全国各地で41回開催しました。 また、メディアを活用したPR活動や生産地へのツアー等の福島県が行う広報活動に対して復興庁と連携して支援(平成25年度補正予算16億円、平成27年度予算16億円)を措置しています。 本年1月には、4か国の駐日大使(NZ、豪、加、英)が福島県のアンテナショップを訪問し福島県産食品を食べて応援するイベントを開催する等、「食べて応援しよう!」のキャッチフレーズのもと、全国の企業や関係団体等と一体となって被災地産農林水産物等の積極的な消費の推進に取り組んできたところです。 今後とも、風評被害の払拭のために、被災地や関係省庁等と連携して取り組んでまいります。

2 商工業・経済・専門サービス業関係

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
1	福島県商工会議所連合会	営業損害	国	<p>・P6 7行目「旧緊急時避難準備区域や旧～検討すること。の文言をP7①事業再建の項目にも挿入を希望。</p> <p>・P7 6行目27年度と28年度の2年間について、復旧状況の現状として最低3年間は集中期間を希望。</p>	<p>与党で取りまとめられた提言については、政府としては修正する立場にはないが、政府としては、与党提言を踏まえて復興の更なる加速化に向け取り組んでいく。</p>
		営業損害	東京電力	公正、公平な損害賠償と事故前の状態に戻るまで損害賠償に継続を要望追加を希望。	<p>第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援施策をお示しいただきました。集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。</p>
		精神的損害	国	損害が無くなるまで賠償の継続。	<p>精神的損害賠償は、中間指針等に則り、避難を余儀なくされ正常な日常生活を阻害された苦痛に対する賠償であり、避難指示が解除されるまで継続する。また、帰還困難区域の住民の方々には、長期間帰還を断念することに対する一括の慰謝料を賠償している。</p>
		精神的損害	東京電力	賠償の公平、公正な賠償金支払い及び旧緊急時避難準備区域の追加賠償の検討を希望。	<p>第5次提言を踏まえた賠償につきましても、これまでと同様、公平・公正な賠償の実施に向けて検討を進めてまいります。なお、第5次提言では、避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害について示されており、旧緊急時避難準備区域につきましては、現行どおりのお取り扱いとさせていただきます。</p>
		その他	国	<p>指定廃棄物運送路、運送時管理、運搬風評被害について十分な対策の追加を希望。</p> <p>30[°]圏内を含めた避難指示等区域解除後の既存事業所の復興支援策の充実の追加を希望（直面する課題：売上が回復しない、施設・設備の稼働が回復しない、今後の事業継続不安定、人口減少による顧客、労働力不足、労働力不足による質の低下、賃金格差等）。</p> <p>常磐自動車道や国道6号線の通行に伴う放射線量や健康への影響について、一部シェルター化や再除染を行う等、利便性と安全性の両方が確保される措置を講ずること（現在は一部バス会社のみ運行を行っている）。</p>	<p>除去土壌等の輸送においては、安全かつ確実な輸送を実施するため、国、福島県、地元自治体等からなる輸送連絡調整会議を開催し、市町村等からの意見も踏まえて、昨年11月に輸送基本計画を、本年1月に輸送実施計画を取りまとめました。この計画に基づき、まずは概ね1年程度、各市町村から1,000立方メートル程度の比較的少量の除去土壌等のパイロット輸送を行い、大量の除去土壌等を輸送する本格的な搬入に向け、安全かつ確実な輸送を実施できることを確認、検証していくこととしています。</p> <p>また、中間貯蔵施設への搬入路の安全確保のために、輸送物及び輸送車両の一元的な全数管理を行うとともに、道路の状況を勘案しながら、子どもの生活環境や混雑時に配慮して輸送の時間帯やルートを選定し、必要な道路・交通対策や除去土壌等の漏れ出し防止のための容器の破損等の確認等を行い、安全に万全を期して輸送を実施いたします。</p> <p>事業者の方々の自立を支援する官民合同チームを立ち上げ、まずは、被災12市町村の全8,000事業者を個別に訪問して、丁寧にお話を伺い、一人一人の御事情に応じた自立に向けた支援を行うことを検討している。</p> <p>・国道6号の一般車両通行再開に続き、常磐自動車道が全線開通し、浜通りの大動脈として福島復興の加速化に寄与している。 ・政府としては、それぞれの道路の通行に伴う被ばく線量を測定・公表しており、引き続き、通行に対する不安の払しょくに資するよう、放射線量等の情報提供を行っていく。</p>

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
1	福島県商工会議所連合会	その他	国	中間貯蔵施設の整備について、中間貯蔵後30年以内に県外で最終処分を行うことができる物理的な体制を先送りすることなく早期に提示し、県民の不安の解消と安全管理を徹底すること。	<p>県外最終処分については、放射能の物理的減衰、今後の技術開発の動向などを踏まえつつ、幅広く情報を収集しながら具体化していきます。</p> <p>まずは、順次、①研究・技術開発、②減容化・再生資源化等の可能性を踏まえた最終処分の方向性の検討等にしかりと取り組みます。並行して、情報発信等を通じて県外最終処分に係る全国的な理解の醸成に努めます。また、既に公表している8つのステップを可能な部分から順次具体化し、より具体的な取組内容と実施時期を段階的にお示しすることにつなげていき、県民の方の不安の解消ができるように努めたいと考えております。また、最終処分を担当する職員も増員し、体制を強化し対応しているところです。</p> <p>なお、中間貯蔵施設に関する安全性については、環境省が設置した中間貯蔵施設安全対策検討会における有識者による検討結果を基に、中間貯蔵施設において安全な貯蔵等を行うために必要な構造上及び維持管理上の事項を整理し、福島県の中間貯蔵施設に関する専門家会議等で御意見をいただきました。今後は、用地の取得状況を勘案しつつ施設のより詳細な設計を進めることとしており、施設の安全管理についても徹底してまいります。</p>
				常磐線の早期復旧について、全線開通を目指すとともに、復興・再生を加速するために特急の仙台駅までの開通についても検討を行うこと。	<p>原発の影響で不通となっている原ノ町～竜田間については、『将来的に全線で運転を再開させる。』との方針を決定したところであり、引き続き、関係省庁とも緊密に連携し、1日も早い全線開通の実現に向けて取り組んで参ります。</p> <p>なお、特急の仙台駅までの開通については鉄道事業者が判断するべきものなので、ご要望はJR東日本に伝達します。</p>
2	福島県商工会連合会	営業損害	国	今後2年間で事業再建、なりわい確保、コミュニティ再生としているが、既帰還町村の現状をみてもかなり厳しい。地元ニーズを十分聞き取り、個別訪問等によるきめ細かな支援策をお願いしたい。	事業者の方々の自立を支援する官民合同チームを立ち上げ、まずは、被災12市町村の全8,000事業者を個別に訪問して、丁寧にお話を伺い、一人一人の御事情に応じた自立に向けた支援を行うことを検討している。
		営業損害	東京電力	営業損害、風評被害の賠償について、個別の事情確認については、画一的に行うのではなく、被害者への聞き取りを十分行い柔軟な対応を求める。	相当因果関係の確認にあたりましては、個別のご事情を丁寧にお伺いするとともに、事業実態や統計指標等を参考にしながら、お取扱いについて柔軟に対応させていただきます。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
3	福島県中小企業 団体中央会	営業損害	東京電力	<p>①風評被害は噂によって生じるものであるため、その原因物質、福島第1原発の溶融核燃料や汚染水が撤収されない限り治まらなないと考える。従って風評被害に対する営業補償は福島第1原発が更地になるまで続けるべきである。</p> <p>②営業者が風評被害を減らすために取り組んでいる仕事(放射能検査等)は本来東電がすべきことなので、永久に補償すること。</p> <p>③今後、風評被害の根拠を被害者が示す必要があるようだが、風評被害は噂によって生じるため証明することは難しい。従って食品産業は従来通り売上の減少=風評被害とすべき。</p> <p>④営業損害賠償については、一方的な期限を切った一括方式ではなく、実情に合ったものとするべきと考える。</p> <p>⑤営業損害賠償期限は復興・創生期間までにすべきと考える。そして通減措置を取ることが適切と考える。</p> <p>⑥営業損害賠償期間のさらなる延長を要望する。</p> <p>⑦原発事故の収束はしておらず、観光客の宿泊数は事故前の水準に戻っていない。これは実害であり、これらの解決がなされるまでは旅館の減収分の損害賠償は支払われるべきである。</p> <p>⑧風評被害はまだ消えていない。顧客も以前の状態に戻っていない。よって、営業損害、風評損害の賠償は平成29年3月で終わらせないでほしい。</p> <p>⑨営業損害賠償については、本県を訪れる教育旅行者数が原発事故以前と同等に戻るまで損害賠償を継続すべきと考える。</p> <p>⑩逸失利益の賠償だけでは不十分であり、のれん、ブランド、企業価値の減少についてもすみやかに賠償すべきである。</p>	<p>①第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援施策をお示しいただきました。集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。</p> <p>②弊社事故により負担を余儀なくされた追加的費用につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償対象とさせていただきます。</p> <p>③風評被害につきましては、中間指針を踏まえ、客観的な統計指標等を参照しつつ、弊社事故との相当因果関係を個別に確認させていただきます。食品産業につきましても、統計指標を参照しつつ、ご請求者さまの個別のご事情を丁寧にお伺いし、適切に対応してまいります。</p> <p>④⑤⑥⑧第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援施策をお示しいただきました。集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。</p> <p>⑦風評被害につきましては、中間指針を踏まえ、客観的な統計指標等を参照しつつ、弊社事故との相当因果関係を個別に確認させていただきます。観光業につきましても、統計指標を参照しつつ、ご請求者さまの個別のご事情を丁寧にお伺いし、適切に対応してまいります。</p> <p>⑨教育旅行の減少による損害につきましても、統計指標等を参照しつつ、ご請求者さまの状況を丁寧にお伺いし対応してまいります。</p> <p>⑩のれん、ブランド、企業価値につきましては、結果として逸失利益に反映されるものと考えており、これまでの4年間の営業損害の賠償と今回の一括賠償に含めて賠償されるものと考えております。</p>
		営業損害	国	<p>①営業者の自助努力は不可欠だが、風評被害の少ない業容に転換しようとする場合等、国は転換費用等の大半を援助すべきである。こうすることで営業補償を打ち切ることができると考える。</p> <p>②賠償金の税制上の取扱いについては、被害者救済の視点を反映すべきと考える。</p> <p>③営業損害賠償期限を延長するよう支援をお願いしたい。そして通減措置を取ることが適切と考える。</p>	<p>福島県の風評対策としてどのような支援策が有効か、ご指摘のような視点についても検討の参考にさせていただきたいと思っております。</p> <p>営業損害賠償、風評被害に対する賠償は、被災がなかった場合には本来課税対象となるべき収益を補填するものであるため、事業所得等の収入となり、減価償却費などの必要経費を控除した残額(所得)は課税の対象となる。 また、この旨は、国税庁より公表されている。</p> <p>与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、またその後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の用途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。</p>

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
3	福島県中小企業 団体中央会	営業損害	国 東京電力	①風評被害の補償については、継続すべきことを強く要望する。 ②原発事故の速やかな収束と営業損害賠償の継続を要望する。	(国) 与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、またその後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の目途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。 (東京電力) 第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援施策をお示しいただきました。集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。また、原子力発電所の廃炉作業につきましても、全力を挙げて取り組み、一日も早い収束に向けて努めてまいります。
4	福島県旅館ホテル 生活衛生同業組合	営業損害	東京電力	住民帰還にむけた27年、28年への集中的支援策だけでは期間が不十分であり、帰還(自立)以降後も中長期的な支援が必要。特に根強い風評への対策と安全性に裏付けされた販路拡大等に取り組むと追記すべき。	第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援施策をお示しいただきました。集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。
		営業損害	国	観光業で言えば、浜、中、会津の観光客や宿泊客の客層、入込等の現状に違いがでているなど、支援策を講じる際には、各地域や各産業の現状に応じた幅広い支援について配慮をお願いしたい。	福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に対して補助を行っている。 また、平成26年度から市町村の実施する事業についても補助することとしており、より地域の実態にあった支援を行っている。
		その他	東京電力	避難解除準備や居住制限区域における早期復興への支援策はもとより、観光業においては同地区外でもまだ風評の影響が続いている現状において、その繰り返す風評の大きな要因である事故防止や情報隠蔽等に関して徹底的に対策を講じていただきたい。	<福島第一原子力発電所の敷地境界外に影響を与えるリスク総点検> ○福島第一の敷地境界外に影響を与える可能性のあるリスクについて、経済産業副大臣からのご指示に基づき被災された方々や国民の視点に立って改めて総点検を行いました。 ○総点検では、福島第一の敷地境界外に影響を与える可能性を広く対象として、液体とダストを中心に、汚染源と流出経路の洗い出しを行い、追加対策の必要性に関し評価や整理などを行いました。 ○対策の進捗、現場作業の進捗により、リスクも変化していくものと考えておりますので、継続してリスクの確認を行い、社外の皆さまのご意見も伺いながら、適宜、見直してまいります。 <福島第一原子力発電所放射線データ全数公開に向けた取り組み> ○「情報公開に関する新たな仕組みと組織のあり方(2015年3月30日公表)」においてお示した「全ての放射線データの公開」に基づき、公開範囲を拡大しております。 ○4月30日より当面は、従来からの公開分(定例分析を行っている水・ダスト・土壌)に加えて、臨時で測定している放射線データ(水・ダスト・土壌・スミヤなど)の一部を「測定記録」の形で公開しております。 ○説明が必要となるデータは、記者会見等で資料を配付し説明します。 ○夏以降、準備が整い次第、公開範囲を全放射線データ(定例分析及び臨時分析)に拡大し、当社ホームページに掲載してまいります。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
4	福島県旅館ホテル生活衛生同業組合	その他	国	避難解除準備や居住制限区域における復興への加速支援策は優先すべき施策であり、何より同地域の早期復興は県民全体が望むことですが、風評においては県全域がまだ影響を受けており区域外の支援策も講じていただきたい。	<p>○ 震災から4年を経過した今もなお、県全域において農林水産物や観光業を中心とした幅広い産業分野で風評被害が続いている。</p> <p>○ こういった現状に鑑み、平成26年6月に、「風評対策強化指針」を策定し、先日6月4日にフォローアップを行ったところ。</p> <p>○ 本強化指針に基づき、</p> <p>① 福島県産米の全袋検査等の放射性物質検査の徹底</p> <p>② 消費者等に対する分かりやすい情報発信の強化</p> <p>③ 「社内マルシェ」の取組拡大等の要請や福島県への修学旅行等の回復に向けた対策の強化などの取組を進め、関係省庁が一丸となって、風評被害の払拭に取り組んでいる。</p> <p>○ また、平成26年度補正予算において、県全域を対象とした風評被害対策にも活用できる「原子力災害からの福島復興交付金」(1,000億円)を措置した。既に福島県において、教育旅行に係るバス代補助事業などにご活用いただいている。</p>
		営業損害	東京電力	本提言には、新聞報道で示されていた「2年分一括支払い」については、今後原発処理作業等の事故による風評再発等も懸念されることもあり、一括払いは安易に受け入れることはできない。	第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援施策をお示しいただきました。集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られるものと認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。
5	福島県経営者協会連合会	営業損害	国 東京電力	原子力災害事故から4年経過するも、いまだに風評被害等は続いており、営業損害については、打ち切ることなく風評被害が終息するまで今後も継続して賠償していくべきである。	<p>(国)</p> <p>与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、またその後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。</p> <p>当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の目途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。</p>
					<p>(東京電力)</p> <p>第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援施策をお示しいただきました。集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。</p>

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
5	福島県経営者協会連合会	営業損害	国 県	被災12市町村以外の地域の風評被害に関する支援策もお願いしたい。	<p>(国)</p> <p>○ 震災から4年を経過した今もなお、県全域において農林水産物や観光業を中心とした幅広い産業分野で風評被害が続いている。</p> <p>○ こういった現状に鑑み、平成26年6月に、「風評対策強化指針」を策定し、先日6月4日にフォローアップを行ったところ。</p> <p>○ 本強化指針に基づき、</p> <p>① 福島県産米の全袋検査等の放射性物質検査の徹底</p> <p>② 消費者等に対する分かりやすい情報発信の強化</p> <p>③ 「社内マルシェ」の取組拡大等の要請や福島県への修学旅行等の回復に向けた対策の強化などの取組を進め、関係省庁が一丸となって、風評被害の払拭に取り組んでいる。</p> <p>○ また、平成26年度補正予算において、県全域を対象とした風評被害対策にも活用できる「原子力災害からの福島復興交付金」(1,000億円)を措置した。既に福島県において、教育旅行に係るバス代補助事業などにご活用いただいている。</p> <p>(県)</p> <p>本県は、原子力災害により全県において風評による影響が甚大であり、これまで取り組んできた商工業や観光業等に対する様々な支援策について、今後とも、関係機関や市町村等と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。</p>
6	福島県弁護士会	営業損害	国	①平成27年度及び平成28年度を「特に自立支援施策の展開を図る」としているが、まずは事業者が事業の再建等を行うにあたりどのような点が障害となっているのか、詳細な調査を実施するべきである。	事業者の方々の自立を支援する官民合同チームを立ち上げ、まずは、被災12市町村の全8,000事業者を個別に訪問して、丁寧にお話を伺い、一人一人の御事情に応じた自立に向けた支援を行うことを検討している。
				②避難指示区域外の事業者は今なお風評被害に悩んでいる。国においても詳細な被害実態の把握及び適切な賠償指針の策定を改めて行うべきである。	原子力損害賠償紛争審査会において現地調査やヒアリングを行い、風評被害の範囲等を中間指針及び中間指針第3次追補に示しているところである。
				③営業損害の賠償継続について「個別的事业を踏まえて適切に実施」とあるが、その際の判断の基準やプロセスについて明確に示すべきであることに加え、不満がある場合の法的手段の援助も併せて検討すべきである。	今後の2年間において特に集中的な自立支援策の展開を図ることとしており、その期間において事業者の方々事業や生活の再建に資するよう、将来にわたって発生する損害に対して年間逸失利益の2倍相当額の賠償を行うことを検討している。その後、個別の事情を確認することになるため、現段階で対象となるケースの判断基準等を明確にすることは困難であるが、損害の発生を余儀なくされる特段の事情があるなど個別に事情を確認できた場合には、適切な対応をするよう東京電力を指導してまいりたい。また、東京電力への損害賠償に関して原子力損害賠償・廃炉等支援機構において相談業務を行っている。東京電力との直接交渉が困難な場合等のため、原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)を設置し、体制の充実を図っている。
国 東京電力	①商圏が避難指示区域にあった事業所は避難等対象区域内の事業者に限られず、区域外でもいわゆる風評被害に留まらない営業損害を受け、その状態から脱却困難な事業者は存在する。被害実態に見合った提言がなされるべきである。	(国) これまで、避難指示区域外にあった事業所で原子力事故と相当因果関係のある営業損害が生じている場合には、当該損害は減収額として顕在化するものと考えられるところ、避難指示区域外の事業所に対しては、事故前の売上からの減収分に応じた逸失利益を賠償してきている。今後については、与党第5次提言で平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、またその後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されたことを受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の目途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。			

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
6	福島県弁護士会	営業損害	国 東京電力	①商圏が避難指示区域にあった事業所は避難等対象区域内の事業者に限られず、区域外でもいわゆる風評被害に留まらない営業損害を受け、その状態から脱却困難な事業者は存在する。被害実態に見合った提言がなされるべきである。	(東京電力) 避難指示区域外の商工業等に係る風評被害につきましては、各事業者さまの個別のご事情をお伺いし、将来にわたって発生し相当因果関係が認められる減収に対し、直近の年間逸失利益の2倍相当額の支払いにより、一括して賠償させていただきたいと考えております。ご請求者さまからご事情をお伺いする際は、避難指示区域の商圏が喪失し損害を被っている等、風評被害以外のお申し出に対しても丁寧にご事情をお伺いし、適切に対応してまいります。
				②避難指示が解除されながらも住民が戻らない旧緊急時避難準備区域の事業者への実態調査は、今後の避難指示区域解除後の事業者が直面する試金石となる。この地域の事業者への詳細な調査を実施し、問題点を探るべきである。	(国) 旧緊急時避難準備区域内の事業者に対するヒアリングの実施や、同区域内の商工団体が実施しているアンケート調査などを通じて、実態把握に努めているところである。 (東京電力) (国による事業者訪問に関する内容と認識しています。)
		精神的損害	国 東京電力	①「解除の時期に関わらず、事故から6年後に解除する場合と同等の支払いを東京電力が行う」とあるが、中間指針には「避難指示等の解除等から相当期間経過後」とされているだけであり(中間指針第二次追補)、賠償の上限を6年と設定するべきではない。	(国) 今回の第5次提言は、避難指示解除準備区域、居住制限区域については、遅くとも事故から6年後までに避難指示を解除するよう取り組むこととし、早期に解除した場合においても、解除時期に関わらず6年後の解除と同等の精神的損害賠償の支払を提言している。
				②「遅くとも事故から6年後までに避難指示を解除し」とあるが、帰還を希望する住民もいれば、帰還を希望しない住民も少なからずおり、避難指示解除後も住民には「正常な日常生活の維持・継続が著しく阻害され」(中間指針)の状態が生じうるため、賠償終期を現時点で設定するべきではない。	(東京電力) 精神的損害に対する賠償につきましては、第5次提言によりご指導いただいた内容だけでなく、中間指針等も踏まえて、賠償期間について検討してまいります。
				③帰還を選択した住民にも、避難ないし移住を選択した住民にも公平な精神的賠償を行うべきである。	(国) 精神的損害賠償について、帰還したか、移住したかにより賠償に差がでるものではない。 (東京電力) 第5次提言に、「解除時期に関わらず」と記載されたことを踏まえ、精神的損害の追加賠償について検討してまいります。
				④旧警戒区域の一律賠償により、より一層、旧緊急時避難準備区域との賠償に格差を生むこととなるが、当該地域に対しては「国・福島県・市町村等が連携し、必要な復興施策を検討すること」という極めて抽象的で具体性の無い文言が掲げられているだけである。同地域で日常生活を阻害されている住民に対し、復興施策以外にも賠償による生活再建も検討することを明言すべきである。	(国) 旧緊急時避難準備区域は、早期に解除がされ、元の生活に戻っている方々も一定程度存在する。今後は住民一律の損害賠償ではなく、復興に向けた支援策の充実により、町全体を復興を加速していくことにより、更なる日常生活の充実、生活再建が進められることが重要であると考えている。
⑤区域外避難地域からの避難者や平穏な生活を阻害されている滞在者、避難者の受け入れ側住民の権利保護も十分に検討すべきである。	(国) 自主的な避難を行っている住民や平穏な生活を阻害されている滞在者は、中間指針第一次追補等に則り精神的損害賠償等の賠償がされている。				

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
6	福島県弁護士会	精神的損害	国 東京電力	⑤区域外避難地域からの避難者や平穏な生活を阻害されている滞在者、避難者の受け入れ側住民の権利保護も十分に検討すべきである。	(東京電力) 弊社は、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、原子力損害賠償紛争審査会による中間指針等を踏まえて、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきまして、賠償させていただいております。精神的損害に対する賠償につきましては、「避難の長期化に伴う『いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛』の増大等を考慮」させていただいたうえで、賠償金をお支払いさせていただいております。
				⑥事業者に限らず、原子力発電所事故により職を失い、年齢や体調等諸事情により再就職が困難な者も多数おり、このような被災者に対する「自立支援策」も検討すべきである。第5次提言には就労支援についての具体策が書かれていない。	(国) 現在、福祉事務所等にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、両者のチーム支援によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど両機関が一体となった就労支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施しており、東日本大震災で被害を受けた再就職が困難な方についても本事業の対象者としてきめ細かな就労支援を行っているところ。
		就労不能損害	東京電力	上記の者に対する就労不能損害の賠償が平成27年3月以降も行われていることにつき、「請求があった場合要件を満たすようであれば請求書を送付する」扱いではなく、被災者全員に請求書を送付する扱いを採るべきである。	就労が困難な事情があるとお申し出のされた方につきましては、弊社コールセンターや窓口にてご事情を個別に確認させていただいております。請求書につきましては、ご請求者さまの負担を考え、個別にご事情を確認したうえでのご発送とさせていただいております。なお、弊社コールセンターや窓口ではご事情を確認できない場合や、請求書の送付をご希望される方等については、請求書を送付させていただいております。
		精神的損害	国	①仮設住宅につき、「避難指示区域とそれ以外の区域について、それぞれ対応を検討する」として区域により対応を区別する旨の記載がなされているが、みなし仮設住宅を含め、仮設住宅の供与期間については、事故時の住居が避難指示区域内外かにかかわらず、避難者個別の事情に即した判断を行うべきであり、拙速に「帰還」が「移住」かの選択を迫るべきではない。	災害救助法に基づく応急仮設住宅の提供期間の延長については、災害公営住宅等恒久的な住宅の整備状況等の復興状況を総合的に勘案して、判断することとしている。国としては、福島県から延長協議を受けた際には、これらの状況をしっかりと確認し、適切に対応してまいります。
				②中間貯蔵施設への搬入路の安全確保や汚染物質の減容化施設の安全性確保についても提言事項として検討すべきである。	除去土壌等の輸送においては、安全かつ確実な輸送を実施するため、国、福島県、地元自治体等からなる輸送連絡調整会議を開催し、市町村等からの意見も踏まえて、昨年11月に輸送基本計画を、本年1月に輸送実施計画を取りまとめました。この計画に基づき、まずは概ね1年程度、各市町村から1,000立方メートル程度の比較的少量の除去土壌等のパイロット輸送を行い、大量の除去土壌等を輸送する本格的な搬入に向け、安全かつ確実な輸送を実施できることを確認、検証していくこととしています。 また、中間貯蔵施設への搬入路の安全確保のために、輸送物及び輸送車両の一元的な全数管理を行うとともに、道路の状況を勘案しながら、子どもの生活環境や混雑時に配慮して輸送の時間帯やルートを選定し、必要な道路・交通対策や除去土壌等の漏れ出し防止のための容器の破損等の確認等を行い、安全に万全を期して輸送を実施いたします。 可燃物の減容化施設については、構造上及び維持管理上必要と考えられる事項を定めた、中間貯蔵施設の指針等に基づいて、放射性物質が周辺へ飛散する等の周辺環境への影響を生じないように取り組んでまいります。併せて、放射性物質に係るモニタリングを実施することにより、飛散防止対策等が確実に実施されていることを確認してまいります。
				③中間貯蔵施設の整備と継続的な搬入のみならず、貯蔵期間の終了に向け、最終処理のための研究・検討を責任を持って進めることも明記すべきである。	県外最終処分については、放射能の物理的減衰、今後の技術開発の動向などを踏まえつつ、幅広く情報を収集しながら具体化していきます。 まずは、順次、①研究・技術開発、②減容化・再生資源化等の可能性を踏まえた最終処分の方向性の検討等によりしっかりと取り組みます。並行して、情報発信等を通じて県外最終処分に係る国民的な理解の醸成に努めます。また、既に公表している8つのステップを可能な部分から順次具体化し、より具体的な取組内容と実施時期を段階的にお示しすることにつなげていきたいと考えています。また、最終処分を担当する職員も増員し、体制を強化し対応しているところです。

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回答
1	一般社団法人 福島県医師会	営業損害	国	旧警戒区域の医療機関の移転再開に要する全ての費用と、その後の運転資金を元の営業水準に戻るまで補填し続けることを東電に指示してほしい。	移転再開の際に支出を余儀なくされた追加的費用については、必要かつ合理的な範囲内で賠償するよう、東京電力を指導してまいりたい。 与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、またその後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の用途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。
		営業損害	東京電力	これまで与えてきた損害に対してはもちろん、今後何十年と与え続けるであろう損害に対しても完全に賠償することを求める。	第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援施策をお示しいただきました。集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。
		精神的損害	国	医療法人の経営管理者層が被っている精神的損害に対して、慰謝料を払うように東電に指示してほしい。	中間指針において、国等の避難指示により避難を余儀なくされたことによる精神的損害賠償はあるが、法人経営者に対する類型化された精神的損害賠償は、認められていない。
		精神的損害	東京電力	医療法人の経営管理者責任者が被っている精神的損害に対して、慰謝料を払うよう要求する。	弊社といたしましては、中間指針等を踏まえ、精神的損害に係る賠償については、避難を余儀なくされた個人の方々を対象としてお支払いさせていただいております。法人さまに対しても、本件事故により大変なご苦勞等をお掛けしていることは認識しておりますが、営業損害等に係る賠償において適切に対応させていただきます。
		その他	国	① 被害の実態に則した賠償が行われるよう、経産省以外の省庁が賠償のスキームを作ることを求める。 ② 居住制限区域を含めて2年後に避難指示を解除するというはあまりにも非科学的・政治的すぎる。土地の汚染実態を踏まえた対応を取ってほしい。	文部科学省に設置した原子力損害賠償紛争審査会において現地調査やヒアリングを行ったうえで策定した指針に基づき、東京電力が賠償を行っている。東京電力との直接交渉が困難な場合等のため、原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)を設置している。 与党5次提言にあるとおり、避難指示の解除は、「戻りたい」と考えている住民の方々の帰還を可能にするものであり、真の復興に向けた重要な一歩である。 このため、与党5次提言を受け、復興加速の環境整備、長期避難の弊害解消を図るため、避難指示解除準備区域・居住制限区域については、遅くとも事故から6年後までに避難指示を解除し、住民の帰還を可能にしていけるよう、関係省庁一体となって、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスの復旧、子どもの生活環境を中心とする除染作業などの避難指示解除に向けた環境整備の加速に取り組んでいく。 なお、避難指示の解除は、原子力災害対策本部決定(平成23年12月26日)を踏まえ、地元と十分に協議しながら進めていく。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
2	一般社団法人 福島県病院協会	営業損害	国 東京電力	<p>福島県相双地域における6病院はいまだに休診状態にあり、他の7病院は事故前の診察機能を大きく下回る水準に留め置かれたままで、東京電力から支払われている逸失利益補填を主とする損害賠償によって辛うじて経営を維持している現状にある。しかも、放射能汚染と避難指示によって大きく変質させられた地域社会は、未だ復旧すらできないところが多く、復興にはほど遠い状態にある。事故前の病院医療活動水準に復するまでには今後相当長い時間を要するものと思われる。</p> <p>営業損害の打ち切りは、営業が必ずしも地域に規定されない業種においてはある程度通用する方式である。しかし、病院は地域密着型であって遠方に移転することはできず、賠償が打ち切られれば経営は直ちに行き詰まってしまう。当該地域社会が復興することによって初めて病院の営業損害を回避できる条件が揃うのであって、それが達せられる遙か以前の現段階で営業損害が打ち切られてしまえば、地域の病院が存続することは不可能である。</p> <p>現状において病院が今後2年間の間に医療経営の自立を図ることは困難である。社会的共通資本として地域社会の復興に不可欠である病院に対しては、営業損害を地域コミュニティの復興がプラトーに達するまで継続すべきである。</p> <p>もし、補填の観点から賠償の継続が困難であるというなら、病院の存続を可能にする補助金等を設けていただきたい。</p>	<p>(国) 与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、またその後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の目途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。</p> <p>(国) ご指摘をいただきましたご意見につきましては、資源エネルギー庁から関係省庁に対してお伝えさせていただきます。</p> <p>(東京電力) 第5次提言において、国が集中的に自立支援施策を展開する今後2年間、弊社は営業損害・風評被害への賠償に関する適切な対応や国の支援展開に対する協力を行うよう、示されております。この内容を重く受け止め、今回損害の解消に要する将来の期間に発生する損害を一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段ご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。</p>

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
3	一般社団法人福島県薬剤師会	営業損害	東京電力	<p>1 今後の避難指示区域内の商業等に係る損害賠償について ○中間指針第四次追補において、「営業損害及び就労不能損害の終期は、中間指針及び第二次追補で示したとおり、避難指示の解除、同解除後相当期間の経過、避難指示の対象区域への帰還等によって到来するものではなく、その判断にあたっては、基本的には被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であり、避難指示解除後の期間により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられる。」と示されている。 ついで、未だに富岡・大熊・双葉・浪江は帰還を果せていない状況及び同等の営業活動を営むことができていない現在の状況は、終期とする判断に適していないことから、平成28年度をもって終期とすることは時期尚早と考える。 ○営業補償は一括で賠償のできる財物と違い、20年、30年と続くものと考えている。事業者の命を絶つ一方的な責任回避は到底受け入れることはできない。国策で作った原発の事故について、その責任をもう少し認識すべきである。 ○薬局は地域に根ざし、住民が健康な生活を送れるように医薬品等の提供をとおして支援することを業とし、生活してきた。この突然の事故により、経営の基盤となる地域住民がいなくなってしまった今、帰還宣言がなされたとしても、1～2年で経営が元通りになることは有り得ない。営業に対する補償は、最低、事故発生時の経営者が引退する合理的な時期を個別に想定し、補償すべきと考える。</p> <p>2 今後の避難指示区域外の商業等に係る損害賠償について ○昨年12月に示された素案において、新たな賠償の考え方については、「原発事故との相当因果関係を確認したうえで、将来に亘る減収の損害として、直近減収に基づく逸失利益1年分相当と見なして賠償する。」としているが、直近減収をその基本とするのではなく、原発事故発生当初から、直近までの減収額を均したうえで、賠償額を算出すべきと考える。</p> <p>3 その他(支援策や今後の進め方等について) ○当該事故による被害は極めて広範かつ多様であり、他の公共用地の取得に伴う損失補償基準等と類を同じくすることのないよう、突然、被害が発生し避難することとなった特殊性を考慮するとともに、被害者の心情にも配慮した誠実な対応をお願いしたい。</p>	<p>1 中間指針においては、営業損害・風評被害の対象となる期間については「一定の限度がある」とされており、営業損害については、「一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること」、「公共用地の取得に伴う損失補償基準等を当該判断の参考にすることも考えられる」と記載されております。第5次提言において示された考え方は、このような中間指針等で示されている考え方を逸脱したものではないと考えております。弊社としましては、国による2年間の集中的な自立支援施策の展開によって、原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、今回解消に要する将来の期間に発生する損害を一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続し、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、特段のご事情により、損害の継続が確認される場合については、ご事情をお伺いしたうえで、丁寧に個別対応させていただきます。</p> <p>2 避難指示区域外において、本件事故と相当因果関係が認められる減収を被られた事業者様につきましては、将来にわたって発生し相当因果関係が認められる減収に対し、直近の年間逸失利益の2倍相当額のお支払によって、賠償させていただきたいと考えております。なお、弊社としましては、国による2年間の集中的な自立支援施策の展開によって、原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、今回解消に要する将来の期間に発生する損害を一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合においては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合につきましては、個別のご事情をお伺いした上で丁寧に対応させていただきたいと考えております。</p> <p>3 これまでは、中間指針二次追補を踏まえ、公共用地の取得に伴う損失補償基準を参考に、弊社事故の特殊性に鑑み、平成27年2月までの4年間の逸失利益を賠償させていただきました。今後の一括賠償におきましても、個々の事業者様の状況を踏まえ、適切に賠償させていただきたいと考えております。</p>
4	社会福祉法人福島県社会福祉協議会老人福祉施設協議会	営業損害 精神的損害	東京電力	<p>原子力事故被災前の状態に復帰していない現状において、終期の設定は承認できないため、損害の事実がある期間は、賠償を継続すべきと考える。</p>	<p>第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援施策をお示しいただきました。集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。</p>
5	福島県知的障害施設協会	営業損害	東京電力	<p>健康被害を怖れて離職していった職員や、それらによって事業計画が達成できない損害。</p>	<p>人材の流出に伴う減収分については、個別にご事情をよくお伺いしたうえで、営業損害の賠償で適切に対応させていただきます。</p>

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
5	福島県知的障害施設協会	その他	国	福島県内の高齢者障がい施設の人材不足に関する詳細な調査をし、対策を講じてほしい。もはや相双地区だけではない。	福島県内の福祉・介護人材の状況については、福島県及び福島県社会福祉協議会が実施する「福祉人材の確保・育成・定着に関する調査」の調査結果や県内ハローワークの求人・求職の動向を踏まえて、実態を把握しています。 これらを踏まえ、 ①昨年度創設した「被災地における福祉・介護人材確保事業」により、特に人材不足が深刻化している相双地域等の介護施設で一定期間従事した場合に返還が免除となる奨学金の貸与や住まいの確保の支援を行うとともに、 ②27年度からは、新たに「地域医療介護総合確保基金」を創設し、県内全域を対象に、地域の実情に応じた福島県福祉人材センターによるマッチングの強化をはじめとする多様な取組を進める等の対策を講じています。
6	福島県地域保育所協議会	営業損害	東京電力	大事なお客様である子どもさんが激減し収入が減った。回復するまで支援をお願いしたい。	中間指針等においては、営業損害・風評被害の対象となる期間については「一定の限度がある」とされており、風評被害については、「客観的な統計指標等を参照しつつ」「個々の事情に応じて合理的に判定するのが適当」とされており、避難指示区域外の賠償にあたっては、個々の事業者さまごとに減収と本件事故との相当因果関係を確認させていただきたいと考えておりますが、統計指標のみによる一律的な判断をせず、個々の事業者さまのご事情をしっかりと伺いし、丁寧に対応させていただきます。
		精神的損害	東京電力	見えない放射能に対する対応が精神的苦痛となった。	精神的損害に係る賠償につきましては、中間指針等を踏まえ避難を余儀なくされた個人の方々を対象としてお支払いさせていただいております。
7	福島県牛乳協会	営業損害	東京電力	県産牛乳に対する風評被害は依然として改善されていない。県産牛乳に対する風評被害の実態を良く把握してほしい。牛乳は農産物として今後も賠償が継続されることを要望する。	避難指示区域外の加工流通業者さまについて、実質的に農林業と同等の損害が生じている場合は、「避難指示区域」における農林業に係る営業損害の賠償に準じて、最長で平成28年12月まで現行の賠償を継続させていただきます。
		営業損害	国	県産牛乳に対する風評被害は依然として改善されていない。県産牛乳に対する風評被害の実態を良く把握してほしい。風評被害対策への具体的な手立てがほしい。(商品のPR的なものだけでなく、直接収益改善につながる。県外向けの物流への支援、県外向け売り場市場の確保等)	牧草の放射性物質の吸収抑制対策や放射性物質により汚染された飼料の誤用防止を徹底することにより、安全な牛乳のみが生産・流通される体制を確保するとともに、これら安全対策や検査結果について、消費者に対して正確で分かりやすい情報提供に努めています。 また、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズのもと、全国の企業や関係団体等と一体となって被災地産農水産物等の積極的な消費の推進に取り組んできたところです。 なお、販売した農産物の風評被害による価格低下の損害は、東京電力による賠償の対象となります。
8	福島県民主医療機関連合会	営業損害	国 東京電力	① 避難地域でもそれ以外でも損害はまだ続いている。賠償をきちんと行うようにすべき。	(国) 与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、またその後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々各自が自立に向けて将来の用途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
8	福島県民主医療 機関連合会	営業損害	国 東京電力	① 避難地域でもそれ以外でも損害はまだ続いている。賠償をきちんと行うようにすべき。	(東京電力) ①これまで商工団体さま等からお聞かせいただいたご事情や損害の実態、および第5次提言に関し国からいただいたご指導を踏まえ、今後の営業損害・風評被害に係る新たな賠償の考え方を お示しさせていただきました。弊社は、新たな賠償が、国の集中的支援に対する協力、および事 業再建の一助となるよう、国のご指導をいただきながら、適切な賠償に向けて検討を進めてまいり ます。
				② 支援策を具体化することと、賠償を打ち切るとは同じではない。	(国) 与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2 年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、 営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、またその後は、個別の事情を踏ま えて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自 立に向けて将来の目途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討 している。
				③ 緊急雇用がなくなれば、すぐにでも困る自治体が出てくる。自治体の負担を増やすべきではな い。	(東京電力) ②第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援施策をお示しいただきました。集中的 な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくもの と認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括 して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立 支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされ る場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。
				④ 医療関係者が避難したことにより、医療機関の経営が成り立たない状況は依然である。継続で きるよう賠償と支援策の継続を。	(国) ○ 一時的・緊急的な対応であった震災等対応雇用支援事業は終了する方針。 ○ 他方、見守り、避難指示区域の警備等の事業については、雇用支援とは別の形で引き続き支 援していく方針。 ○ その他の事業については、被災地からの声に丁寧に耳を傾け、任期付き職員等の活用や他 事業での実施を含め、今後の取扱いを検討してまいりたい。
				⑤ 東電は医療機関への賠償基準は震災前の収益から減少した期間のみを対象にしている。医 療機関の得る診療報酬は国の定める改定に影響され、減収基準のみでの損害は難しい。現実に 流出した人材、通常であれば得られた人材、また県内で働き続けるための職員ケアや研修、管理 全般に要した費用を賠償すべきである。	(国) 与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2 年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、 営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、またその後は、個別の事情を踏ま えて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自 立に向けて将来の目途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討 している。 (東京電力) ④人材の流出に伴う減収分については、個別にご事情をよくお伺いしたうえで、営業損害の賠償 で適切に対応させていただきます。
					(国) 支出を余儀なくされた追加的費用については、必要かつ合理的な範囲内で賠償するよう、東京電 力を指導してまいりたい。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
8	福島県民主医療 機関連合会	営業損害	国 東京電力	⑤ 東電は医療機関への賠償基準は震災前の収益から減少した期間のみを対象にしている。医療機関の得る診療報酬は国の定める改定に影響され、減収基準のみでの損害は難しい。現実に流出した人材、通常であれば得られた人材、また県内で働き続けるための職員ケアや研修、管理全般に要した費用を賠償すべきである。	(東京電力) ⑤営業損害のご請求において、売上原価や販管費が「本件事故」前と比較して増加し、営業利益を圧迫している場合には、取引内容の変化によるものなのか、費用の掛かり増しによるものなのか等のご事情や本件事故との相当因果関係を個別に確認させていただき、必要かつ合理的な範囲を追加的費用として賠償させていただきます。
		営業損害	国	① 賠償金に税金をかけるのはおかしい。	営業損害賠償、風評被害に対する賠償は、被災がなかった場合には本来課税対象となるべき収益を補填するものであるため、事業所得等の収入となり、減価償却費などの必要経費を控除した残額(所得)は課税の対象となる。 また、この旨は、国税庁より公表されている。
				② オリンピックに向け、資材の高騰や人材不足が心配される。	資材の高騰や人材の不足が復興等の妨げとならないよう、必要な対策が取られると承知していません。
		精神的損害	国 東京電力	① 帰還する人もしない人も、避難した人もしなかった人も、精神的損害は変わらない。賠償する立場の人が勝手に期間を区切ったり、選別するのはおかしい。元ような生活に戻れたことを確認して決められるべき。	(国) 中間指針に則り、国等の避難指示による避難を余儀なくされたことによる精神的損害賠償として、帰還、移転に関わらず公平に精神的損害賠償は支払われている。また、自主的避難者等に対する精神的損害賠償等についても、実際の避難の有無にかかわらず賠償を行っている。
精神的損害	国 東京電力	② 避難指示区域外の浜通りの南側及び北側、中通り全体地域は、全体として今日まで「低線量」といわれたが、特定避難勧奨地点指定せざる得ないほどのホットスポットがあり低線量ではあるが健康に不安を抱え、自主避難を選択する住民が現在なお存在する地域である。この不安やストレスは日本国民が歴史上も初めての経験であった。しかも生活の身近な所に何千ベクレルかの土壌や物質が存在する。年間追加被ばく線量が1mSvに達しないからといって、東京電力・国の責任が免れるものではない。追加賠償を行うべき。	(東京電力) ①第5次提言に、「解除時期に関わらず」と記載されたことを踏まえ、精神的損害の追加賠償について検討してまいります。		
			(国) 中間指針等に則り、国等の避難指示による避難を余儀なくされた住民の方々に対し、賠償を行っている。健康被害に対する不安に対しては、科学的な根拠に基づき今後も安全性について説明を行ってまいります。	(東京電力) ②自主的避難等に関する賠償につきましては、原子力発電所からの距離、避難等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自主的避難の状況等の要素を総合的に勘案し、中間指針追補、第二次追補に示された内容を踏まえて賠償させていただいており、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
8	福島県民主医療 機関連合会	その他	国 東京電力	① 事故後の緊急時の防護・除染政策は一通り済んだ、といえる状況に徹底除染、早急に完了させる。その上でなお日常的に近づかないエリアを設定し子どもを守る施策を明確に打ち出すことが大切。	(国) 国直轄で除染を行う地域については、11市町村のうち田村市、川内村、大熊町及び楢葉町の全体及び葛尾村、川俣町の宅地部分並びに常磐自動車道では計画通り面的除染を終了し、飯館村の宅地部分でもおおむね終了しております。残りの市町村についても、復興の動きと連携し、除染の加速化・円滑化のための施策を総動員し、しっかりと事業を実施していきます。 また、市町村を中心に除染を行う地域についても、94市町村が除染実施計画を策定し、除染を実施しています。福島県内の36市町村においては、計画に基づく除染等の措置等を実施しており、福島県外の58市町村については、約8割の市町村において除染等の措置が完了又は概ね完了しています。国としては、引き続き、自治体に対して、財政的措置はもとより、技術的支援を行ってまいります。
		その他	国	① 県は子どもを育てやすい県にするという目標を持っている。しかしながらこれまで国が手当した基金では長期的な財源としては乏しく、懸案の甲状腺検査体制維持すら危うい。基金積み増しの施策を明確にすべき。	(東京電力) 放射性物質汚染対処特措法に基づき、国や自治体による除染関連事業等に可能な限りご対応させていただいております。今後も、避難されている方々の一日も早い帰還や、住民の方々の安心に向け、放射線や除染技術に係わる知見・ノウハウをもとに、国等とも相談しながら、人的、技術的な対応を実施してまいります。
9	公益社団法人日 本水道協会福島 県支部	その他	国	② 除染、セシウム収拾について中期的な計画を県及び市町村と具体化すべきである。ウエザリング効果等のできるホットスポットを適時除染することや、森林や畑からセシウムを効果的に集める方法、これは自民党提言にもあるように日常の農林業と一体になった施策に求められ、それは当然補助金をつけ管理をすることが必要。	国は、福島県が造成した基金(県民健康管理基金)に782億円の交付金を拠出しています。県は当該交付金を活用して甲状腺検査等を含む県民健康調査を長期にわたり実施する計画を立てています。これまでの実施状況によると、この計画の範囲内で執行されています。
		その他	国	放射線物質を含む指定廃棄物の処分は、放射性物質汚染対処特措法等において、国が進めることとしているが、濃度の如何を問わず浄水発生土を搬出し処理する対策を講じていただきたい。	国直轄で除染を行う地域については、全11市町村において特別地域内除染実施計画を策定済みであり、このうち4市町村及び常磐自動車道では、計画に基づく除染が既に終了し、3町村の宅地部分においても全部又はおおむね終了したところです。市町村を中心に除染を行う地域についても、94市町村が除染実施計画を策定し、着実な進捗を見せており、引き続き、自治体に対して、財政的措置はもとより適切な支援を行ってまいります。市町村を中心に除染を行う地域についても、94市町村が除染実施計画を策定し、着実な進捗を見せており、引き続き、自治体に対して、財政的措置はもとより適切な支援を行ってまいります。 また、雨水等によって放射性物質が濃集しやすい側溝、雨樋下、雨水枡、樹木の下や近くなどといったホットスポットの除染工法等を除染関係ガイドラインに示しており、これに従って除染を実施しています。 森林における除染技術については、森林施業による効果等について検証を行い、成果については除染関係ガイドラインに反映してきたところです。また、木材チップ等の散布による空間線量率の低減効果等、引き続き、技術検証・開発に取り組んでいるところです。なお、森林内の放射性物質の大半が土壌表層に吸着していることから、間伐等により下層植生を繁茂させ雨滴による地表面の浸食を防止し、放射性物質の流出を抑制することが重要です。このため、公的主体により間伐等の森林整備と土砂流出抑制等の放射性物質対策を一体的に取り組む林業再生対策を推進しているところです。
		その他	国	放射線物質を含む指定廃棄物の処分は、放射性物質汚染対処特措法等において、国が進めることとしているが、濃度の如何を問わず浄水発生土を搬出し処理する対策を講じていただきたい。	放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、周辺住民及び作業者のいづれも安全を確保したうえでの処理が十分可能です。引き続き関係自治体・関係省庁等と連携し、適正な処理が進むよう取り組んでいきます。

4 土木建設業関係

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
1	一般社団法人 福島県建設業協会	営業損害	国 東京電力	○ 避難指示区域内の帰還目途が立たない現状での素案は納得できない。経営活動を営むことが可能となる日まで賠償は延長すべき。	<p>(国) 与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、また、その後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の目途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。 なお、中間指針においては、営業損害／風評被害の対象となる期間については「一定の限度がある」とされており、営業損害については、「一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること等を考慮」するとされ、また、風評被害については、「客観的な統計データ等を参照しつつ」「個々の事情に応じて合理的に判定するのが適当」とされている。</p> <p>(東京電力) 第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援施策をお示しいただきました。集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られるものと認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段ご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。</p>
2	福島県土木建設 調査設計団体協 議会	その他	国	○ 避難指示解除前に多数の住宅の修繕が必要になる。地元の大工・工務店に対する支援をお願いしたい。(福島県地域型復興住宅推進協議会)	<p>(組織体制強化について)被災地の住宅の再建については、人手・資材の動向などを注視し、安定的な施工確保のため必要な支援を行うこととしています。</p>

5 労働関係

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
1	福島県労働組合 総連合	営業損害	国 東京電力	賠償の終期を論じる状況ではない。紛争審査会中間指針のとおり「被害者が従来と同じ、または同等の営業活動を営むことが可能となった日」まで賠償を継続することを求める。	<p>(国) 与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、また、その後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の目途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。 なお、中間指針においては、営業損害／風評被害の対象となる期間については「一定の限度がある」とされており、営業損害については、「一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること等を考慮」するとされ、また、風評被害については、「客観的な統計データ等を参照しつつ」「個々の事情に応じて合理的に判定するのが適当」とされている。</p> <p>(東京電力) 今回の与党第5次提言においては、「原子力事故災害被災地域の再生」を柱の一つとして、今後の復興の加速化に必要な方向性や復興期間の後半5年間における政策展開の方向性が示されているものと考えております。その中で、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、「特に集中的に自立支援施策の転換を図る期間」とされ、当該2年間において、「東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応」を行うよう、また、「その後は、個別の事情を踏まえて適切に対応」をされるとしております。当該提言を踏まえまして、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、その後の個別対応も含め、適切に対応させていただきますと考えております。なお、中間指針においては、営業損害、風評被害の対象となる期間については「一定の限度がある」とされており、営業損害については、「一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること等を考慮」するとされ、また、風評被害については、「客観的な統計指標等を参照しつつ」「個々の事情に応じて合理的に判定するのが適当」とされており、今回お示しさせていただいた考え方は中間指針で示されている考え方を逸脱したものではないと考えております。</p>
		精神的損害	国 東京電力	避難指示解除を含め、全県民が求めている精神的損害に応ずることを求める。	<p>(国) 精神的損害の賠償は、福島県内の避難指示に伴うもの、及び自主的避難に伴うものにつき、中間指針等に則り実施されているが、これによらない個別の事情がある場合についても賠償される。</p> <p>(東京電力) 弊社では、避難等対象区域以外の方につきましても、自主的避難等に関する賠償として、原子力発電所からの距離、避難等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自主的避難の状況の要素等を総合的に勘案し、中間指針追補、第二次追補に示された内容を踏まえて賠償させていただいており、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
1	福島県労働組合 総連合	その他	国 東京電力	<p>① 福島原発事故について、「想定外」ではなく、「人災」であったことを認め、加害者責任を果たすことを求める。</p> <p>② 原発作業員について、安全対策とともに、危険手当(割増分)が確実に支払われるようにすることを求める。</p>	<p>(東京電力)</p> <p>① 〇発電所周辺地域の皆さま、社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。</p> <p>〇「福島復興」こそが、私どもの原点であり、福島県にしっかりと根を下ろして責任を全うし、引き続き損害賠償への誠実な対応はもとより、被災された皆さまの生活と福島県の復興に向けた取り組みを国や各自治体と連携して一層深化させてまいります。</p> <p>〇今後も皆さまから頂いた様々な声をしっかりと受け止め、被災された方々の苦しみを常に忘れず、福島再生の加速のために「私たちができること、私たちにしかできないこと」を、ひたむきに続けてまいります。</p> <p>② 〇作業員の皆さまの安全確保については、作業員数の増加及び作業の輻輳による労働災害の防止対策の確実な実施と、安全衛生管理体制や作業計画を始めとした各種労働災害防止対策について不断の見直しを行うとともに、労働災害が発生した際の医療体制の強化や、作業による被ばくを可能な限り低減するための対策を実施してまいります。</p> <p>〇当社は福島第一原子力発電所の廃炉作業の発注(契約)にあたっては、これまでも機会ある毎に契約先である元請企業に対し、作業員募集時の労働条件の書面による明示や、作業員への適正な賃金支払いを促す取組を実施してきたところです。また、2013年11月の緊急安全対策を公表した際の「設計上の労務費割増分の増額」については、その状況を作業員の皆さまへのアンケートで把握するとともに、元請企業の協力もいただきながら作業員の皆さまの賃金改善状況を確認してまいりました。本件については、引き続き対応してまいります。</p>
		その他	国	<p>① 緊急雇用対策予算の打ち切りはやめ、継続することを求める。</p>	<p>震災等対応雇用支援事業及び事業復興型雇用創出事業は平成27年度末までを事業開始の期限としているところ。本事業終了後の地域雇用対策については、復興庁などの関係省庁とも連携しつつ、各地域の現状を踏まえて適切な対応が図られるよう検討してまいります。</p>
		その他	国	<p>② 除染、子どもや県民の健康管理について、施策の撤退が起きないようにすることを求める。</p>	<p>除染に関して、国直轄で除染を行う地域については、全11市町村において特別地域内除染実施計画を策定済みであり、このうち4市町村及び常磐自動車道では、計画に基づく除染が既に終了し、3町村の宅地部分においても全部又はおおむね終了したところです。市町村を中心に除染を行う地域についても、94市町村が除染実施計画を策定し、着実な進捗を見せており、引き続き、自治体に対して、財政的措置はもとより適切な支援を行ってまいります。</p> <p>また、健康管理に関して、国としては、福島県が造成した基金(県民健康管理基金)に782億円の交付金を拠出するとともに、原発事故に起因する放射性物質による健康影響等については、財政的・技術的支援や県民健康調査に携わる人材育成への支援を行っているところです。</p> <p>今後も、必要な施策に取り組んでまいります。</p>

6 交通運輸関係

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回答
1	公益社団法人福島県バス協会	営業損害	国 東京電力	<p>①自民党・公明党による第5次提言案に観光についての風評被害が明記されていない点が気になります。大河ドラマの話題性活用や特別のイベント、現在も行われているような観光キャンペーンによる一時的な誘客が行われてきたことは事実ですが、ベースにある風評被害は原子力災害という災害の性格を反映して非常に根深く、汚染水問題の断続的な発生もあって、払拭が進んでいません。特に修学旅行に関しては、その性格から大きな影響が続いています。また、国内のあちこちの観光地は訪日外国人ブームに沸いていますが、海外からの旅客のfukushimalに対する忌避感是非常に強く、元より首都圏から近い観光地として外国人にも人気を集めるはずであったところからすると、かかる風評によって極めて大きな機会損失が発生しています。</p> <p>②先ごろ、東電より賠償期間を来年2月までとする案が示されましたが、相当因果関係の存在は明らかであり、観光の風評被害も含めて賠償の継続があって然るべきところと見做します。なお、観光に関しては訪日外国人にかかる機会損失を損害に含めて賠償の対象とすることがフェアではないかと考えます。</p> <p>上述①、②を踏まえて以下の通りに要望します。</p> <p>ア) 今後の東電による賠償を最小限に抑える観点でも観光産業における風評の払拭を図ることは重要であり、考え得る対策事例の一つとして、広く国民や国内外の旅行関係当局、旅行事業者、教育関係機関等に対して福島県(およびその近隣)の一定の地域の線量が健康に影響を及ぼすレベルに無いことを宣言し、その周知を徹底すること。周知の実践にあたっては、民間のPR会社と連携するなどして、その効果を追求すること。</p> <p>イ) 現状に照らすと、風評被害の収束を予測することは困難であるので、東電賠償について期限を設けるような措置を講じないこと。また、個別の事例において相当因果関係のある機会損失も含まれることを認識すること。</p>	<p>(国) ○ア)に対する回答 海外の旅行予定者に対して、JNTO(日本政府観光局)を通じて空間放射線量等についての正確な情報発信を実施している。</p> <p>○イ)に対する回答 与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、またその後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の目的を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。</p>
2	東北鉄道協会福島支部	営業損害	東京電力	<p>風評被害については、損害賠償の一方的な打切りは認められない、収束するまで補償するべきである。</p>	<p>(東京電力) 避難指示区域外において、本件事故と相当因果関係が認められる減収を被られた観光業者さまにつきましては、将来にわたって発生し相当因果関係が認められる減収に対し、直近の年間逸失利益の2倍相当額のお支払によって、賠償させていただきたいと考えております。なお、弊社としましては、国による2年間の集中的な自立支援施策の展開によって、原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、今回解消に要する将来の期間に発生する損害を一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合においては、自立支援施策の利用状況等もふまえて、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合につきましては、個別のご事情をお伺いした上で丁寧に対応させていただきたいと考えております。なお、賠償金の算定にあたりましては、事故前直近年度からの減収をもとに算定させていただいておりますが、基準とすべき年度として事故前直近年度が相応しくない場合は個別にご事情をお伺いしたうえで、適切に対応させていただきます。</p>
		営業損害	国	<p>風評被害について、損害賠償の打切りを行わないよう強く指導をお願いしたい。</p>	<p>与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、またその後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の目的を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。</p>

7 教育・文化関係

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
1	福島県私学団体 総連合会(福島県 私立幼稚園連合 会)	営業損害	国	幼稚園の場合、事故で避難した子どもや若い親が帰還して本来の子ども数に戻るまでは損害が生じるので、集中的な自立支援施策の展開後、子どもと親達が帰還するまでは賠償が必要である。	与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、またその後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の用途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。
		営業損害	国	地域が自立して復興・発展できるよう、東京電力を強く指導するとともに、自治体の施策実施を財政的に支援し、また、国も地域活性化策を実施していただきたい。	与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、またその後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の用途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。 与党第5次提言も踏まえ、国として復旧・復興に全力を挙げるとともに、事故との相当因果関係のある損害について東京電力が賠償を行うよう指導してまいりたい。
		その他	国	帰還を目指して除染し、インフラを整備し、働く場の確保等により、安心して安全に帰還できるようにし、住民が帰還してから住民と自治体の納得を得て避難指示解除を行うべき。	与党5次提言にあるとおり、避難指示の解除は、「戻りたい」と考えている住民の方々の帰還を可能にするものであり、真の復興に向けた重要な一歩である。 このため、与党5次提言を受け、復興加速の環境整備、長期避難の弊害解消を図るため、避難指示解除準備区域・居住制限区域については、遅くとも事故から6年後までに避難指示を解除し、住民の帰還を可能にしていけるよう、関係省庁一体となって、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスの復旧、子どもの生活環境を中心とする除染作業などの避難指示解除に向けた環境整備の加速に取り組んでいく。 なお、避難指示の解除は、原子力災害対策本部決定(平成23年12月26日)を踏まえ、地元と十分に協議しながら進めていく。
		その他	国	避難指示解除は、徹底した除染、インフラ整備、働ける場と日常生活環境の確保等、東京電力を強く指導し、国の実施事業は早急に実施した後、帰還を希望する住民と自治体の納得を得て行うべき。	与党5次提言にあるとおり、避難指示の解除は、「戻りたい」と考えている住民の方々の帰還を可能にするものであり、真の復興に向けた重要な一歩である。 このため、与党5次提言を受け、復興加速の環境整備、長期避難の弊害解消を図るため、避難指示解除準備区域・居住制限区域については、遅くとも事故から6年後までに避難指示を解除し、住民の帰還を可能にしていけるよう、関係省庁一体となって、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスの復旧、子どもの生活環境を中心とする除染作業などの避難指示解除に向けた環境整備の加速に取り組んでいく。 なお、避難指示の解除は、原子力災害対策本部決定(平成23年12月26日)を踏まえ、地元と十分に協議しながら進めていく。
		その他	国	安全性説明は最新の情報が集まる国が行うべきである。多くの子ども達が帰還するまで、子どもを持つ親に対して安全性の説明を納得がいくまで丁寧に行っていただきたい。	ご指摘をいただきましたご意見につきましては、資源エネルギー庁から関係省庁に対してお伝えさせていただきました。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
2	公益社団法人福島県学校給食会	営業損害	東京電力	営業損害については、児童生徒の県外避難が続き、風評被害や営業損害が発生している以上、賠償は継続して行われるべきであると考えます。	避難指示区域外において、本件事故と相当因果関係が認められる減収を被られた事業者さまにつきましては、将来にわたって発生し相当因果関係が認められる減収に対し、直近の年間逸失利益の2倍相当額のお支払によって、賠償させていただきたいと考えております。なお、弊社としましては、国による2年間の集中的な自立支援施策の展開によって、原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、今回解消に要する将来の期間に発生する損害を一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合においては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合につきましては、個別のご事情をお伺いした上で丁寧に対応させていただきたいと考えております。

8 市町村等

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
1	福島市	営業損害	国 東京電力	<p>原子力発電所の事故収束の見通しは未だ立っておらず、原子力災害被災12市町村以外の市町村においても風評被害は続いており、また原子力損害賠償紛争審査会中間指針(第四次追補)において、営業損害及び就労不能損害の終期は、基本的に被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的としていることから、今後も原子力災害で影響を受けた全ての事業者の実情に沿った損害賠償を継続すること。</p>	<p>(国) 与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、また、その後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の目途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。 なお、中間指針においては、営業損害／風評被害の対象となる期間については「一定の限度がある」とされており、営業損害については、「一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性がある」と考えられること等を考慮するとされ、また、風評被害については、「客観的な統計データ等を参照しつつ」「個々の事情に応じて合理的に判定するのが適当」とされている。</p> <p>(東京電力) 第5次提言において、国が集中的に自立支援施策を展開する今後2年間、弊社は営業損害・風評被害への賠償に関する適切な対応や国の支援展開に対する協力を行うよう、示されており、この内容を重く受け止め、今回損害の解消に要する将来の期間に発生する損害を一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。なお、中間指針等においては、営業損害・風評被害の対象となる期間については「一定の限度がある」とされており、営業損害については、「一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性がある」と考えられること等を考慮するとされ、また、風評被害については、「客観的な統計指標等を参照しつつ」「個々の事情に応じて合理的に判定するのが適当」とされており、今回お示しさせていただいた考え方は中間指針等で示されている考え方を逸脱したものではないと考えております。</p>
2	いわき市	営業損害	国 東京電力	<p>避難区域外における観光業をはじめとした商工業にかかる風評被害等に伴う営業損害賠償について適切に対応すること。</p>	<p>(国) 与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、またその後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の目途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。</p> <p>(東京電力) 避難指示区域外において、本件事故と相当因果関係が認められる減収を被られた事業者さまにつきましては、将来にわたって発生し相当因果関係が認められる減収に対し、直近の年間逸失利益の2倍相当額のお支払によって、賠償させていただきたいと考えております。なお、弊社としましては、国による2年間の集中的な自立支援施策の展開によって、原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、今回解消に要する将来の期間に発生する損害を一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合においては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合につきましては、個別のご事情をお伺いした上で丁寧に対応させていただきたいと考えております。</p>

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
3	須賀川市	営業損害	国 東京電力	賠償期間を平成29年2月まで延長する報道されているが、避難区域外も同様の扱いとなるのか。 原子力災害の特殊性や被害の実情をしっかりと確認し、被害者の実態に見合った賠償を最後まで確実に行うべきである。	(国) 与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、またその後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の目途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。 (東京電力) 避難指示区域外において、本件事故と相当因果関係が認められる減収を被られた事業者様につきましては、将来にわたって発生し相当因果関係が認められる減収に対し、直近の年間逸失利益の2倍相当額のお支払によって、賠償させていただきたいと考えております。なお、弊社としましては、国による2年間の集中的な自立支援施策の展開によって、原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、今回解消に要する将来の期間に発生する損害を一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合においては、自立支援施策の利用状況等もふまえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合につきましては、個別のご事情をお伺いした上で丁寧に対応させていただきたいと考えております。
4	二本松市	営業損害	東京電力	営業損害の賠償において、原子力損害賠償紛争審査会で出された「一定の限度」という表現の取扱いについては、被害者の立場を十分に考慮し、慎重を期すようお願いしたい。	第5次提言において、国が集中的に自立支援施策を展開する今後2年間、弊社は営業損害・風評被害への賠償に関する適切な対応や国の支援展開に対する協力を行うよう、示されております。この内容を重く受け止め、今回損害の解消に要する将来の期間に発生する損害を一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。なお、中間指針においては、営業損害、風評被害の対象となる期間については「一定の限度がある」とされており、営業損害については、「一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること等を考慮」とされ、また、風評被害については、「客観的な統計指標等を参照しつつ」「個々の事情に応じて合理的に判定するのが適当」とされており、今回お示しさせていただいた考え方は中間指針で示されている考え方を逸脱したものではないと考えております。
		営業損害	東京電力	営業損害の賠償請求においては、被害者の立場になって誠心誠意の対応をお願いしたい。	賠償にあたりましては、ご被害者様のご事情も踏まえ、丁寧な対応を徹底させていただきます。
		営業損害	国	減収分等に対して支払われる賠償金の税制上の取扱いについては、被害者救済の視点を十分に反映していただきたい。	営業損害賠償、風評被害に対する賠償は、被災がなかった場合には本来課税対象となるべき収益を補填するものであるため、事業所得等の収入となり、減価償却費などの必要経費を控除した残額(所得)は課税の対象となる。 また、この旨は、国税庁より公表されている。
		その他	県	(P12(1)) 仮設住宅の供与期間については、避難先自治体の本来の住民サービス提供の目的にも配慮しながら、対応を検討すること。	仮設・借上住宅の供与期間については、復興公営住宅の整備状況等を踏まえながら、検討してまいります。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
4	二本松市	その他	国	(P13(3)) 公平性の観点から見直しが求められている事業については、その必要性や内容について、被災自治体の意見に十分配慮すること。	<p>○ 6月3日に、自治体負担の対象事業と水準等について公表したところ。</p> <p>○ 今回、自治体負担の対象とした事業については、地域振興や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性格を併せ持つ復興事業であることから、自治体負担の対象と整理したところ。</p> <p>○ 自治体負担の程度は、地方負担の5%(事業費の1~3%程度)としており、通常の災害時と比較して十分に軽減された低い水準とし、被災自治体の財政負担に配慮したものと認識している。</p> <p>○ 引き続き被災自治体の声をよく伺いつつ、自治体負担のあり方については検討させていただき、6月中に最終的な整理をしまいたい。</p>
		その他	国	(P14(4)) 集中復興期間後の財源確保については、中長期的で安定的な財源を確保したうえで、積極的な復興事業の推進に努めること。	<p>○ 5月12日に、「集中復興期間の総括及び平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方」を公表し、今後の復興支援のあり方について、復興庁の考え方を示したところ。</p> <p>○ これを踏まえ、自治体負担については、6月3日に対象事業と水準について、公表したところ。</p> <p>○ 平成28年度以降についても、被災者支援、災害復旧といった復興の基幹的業務や原子力災害に由来する復興事業については、これまでと同様、実質的な自治体負担はゼロとする。</p> <p>○ また、地域振興や防災といった全国に共通する課題への対応との性格もある復興事業については、被災自治体にも一定の負担を求めることとするが、負担の程度は、地方負担の5%、事業費ベースでは1~3%程度とし、極めて低い水準としており、通常の災害復旧事業と比較して十分に低減し、被災自治体の財政負担に十分配慮しているところ。</p> <p>○ このように、平成28年度以降についても、復興事業には引き続き手厚い財政支援を行っていくので、ご理解をいただきたい</p> <p>○ いずれにしても、引き続き、被災地の意見を丁寧にお聞きしながら、6月末の政府の方針決定に向けて、最終的な整理を行ってまいります。</p>
		その他	国	(P10(5)) 早期運用のための中間貯蔵施設整備に向けた土地収用等の特別法の検討と除去土壌の本格輸送計画の早期の市町村明示をお願いしたい。	<p>中間貯蔵施設の整備に向けて、地権者の皆様を始めとした地元の皆様のご理解を得ることが最も重要だと考えております。そのために、地権者の皆様を始めとした地元の皆様に対して丁寧な説明を尽くしてまいりたいと考えております。</p> <p>中間貯蔵施設への仮置場からの輸送については、まずは概ね1年程度、各市町村から1,000立方メートル程度の比較的少量の除去土壌等のパイロット輸送を行い、大量の除去土壌等を輸送する本格的な搬入に向け、安全かつ確実な輸送を実施できることを確認、検証していくこととしております。その結果を踏まえ、本格輸送の計画についてできる限り早くお示しできるよう取り組んでまいります。</p>
		その他	国 東京電力	(P9(4)) 農産物、観光業については依然として風評による影響があることから、販売、誘客促進等について積極的な取り組みを進めること。	<p>(国) (農産物について) 農林水産省としては、科学的なデータに基づいて正確でわかりやすい情報提供を行うため、関係省庁との共催で、地方公共団体とも連携しながら、食品中の放射性物質に関する説明会等を平成24年度以降全国各地で41回開催しました。</p> <p>また、メディアを活用したPR活動や生産地へのツアー等の福島県が行う広報活動に対して復興庁と連携して支援(平成25年度補正予算16億円、平成27年度予算16億円)を措置しています。</p> <p>本年1月には、4か国の駐日大使(NZ、豪、加、英)が福島県のアンテナショップを訪問し福島県産食品を食べて応援するイベントを開催する等、「食べて応援しよう!」のキャッチフレーズのもと、全国の企業や関係団体等と一体となって被災地産農林水産物等の積極的な消費の推進に取り組んできたところです。</p> <p>今後とも、風評被害の払拭のために、被災地や関係省庁等と連携して取り組んでまいります。</p> <p>(観光業について) 福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に対する支援を行っている。</p>

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
4	二本松市	その他	国 東京電力	(P9(4))農産物、観光業については依然として風評による影響があることから、販売、誘客促進等について積極的な取り組みを進めること。	(東京電力) ○当社では、社員に福島県産品の購入を斡旋する等の取り組みを行うほか、社員食堂等において可能な限り福島県産の食材を積極的に使用しております。また、福島県の物産販売イベント、物産情報などについて社内ホームページで全社員に広く周知するなど、福島県産品の積極的な利用に全社を挙げて取り組んでいるところであり、今後も、これまでの取り組みを継続してまいります。 ○当社は、風評払拭に向けた活動の輪を広げること等を目的に設立した「ふくしま応援企業ネットワーク」(会員企業17社)の事務局として、会員企業の福島県産品購入や観光促進につながる情報発信等に取り組んでおります。
		その他	国 東京電力	(P9(4))全国平均、県平均価格を大きく下回る米価は、風評による影響であり、価格の安定のために積極的な取り組みを行うこと。	(国) 風評被害の払拭のため、農地の除染、吸収抑制対策及び放射性物質検査を組み合わせ、安全な米のみが生産・流通される体制を確保するとともに、これら安全対策や検査結果について、消費者に対して正確で分かりやすい情報提供に努めています。 また、「食べて応援しよう!」のキャッチフレーズのもと、全国の企業や関係団体等と一体となって被災地産農林水産物等の積極的な消費の推進に取り組んできたところです。 なお、販売した農産物の風評被害による価格低下の損害は、東京電力による賠償の対象となります。
		その他	国	(P9(4))急傾斜地等の草地や水田畦畔などの除染が困難となっている農地について、実施に向けた技術指針を早急に示すこと。	急傾斜地等の草地や水田の畦畔における除染については、除染関係ガイドラインにて、必要に応じてのり面や畦畔の草取り等を実施することをお示ししています。
5	南相馬市	営業損害	国 東京電力	2年間の自立支援施策だけに重点が置かれることなく、営業損害・風評被害への賠償の終期については、被災した事業者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となるまでを原則として、地元事業者等の意見を十分に踏まえ検討したうえで、被害者個々の実態に基づいて慎重に定めるべきである。	(国) 与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、また、その後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の用途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。
					(東京電力) 第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援施策をお示しいただきました。集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回答
5	南相馬市	営業損害	東京電力	賠償金の支払いについては、安易な打ち切りを行わず、個々の事業者の被害実態に即した柔軟な対応を求める。	相当因果関係の確認にあたりましては、個別のご事情を丁寧にお伺いするとともに、事業実態や統計指標等を参考にしながら、お取扱いについて柔軟に対応させていただきます。
		精神的損害	国 東京電力	避難指示の解除時期に関わらず、平成30年3月まで精神的賠償が検討されていることについては、平成28年4月を避難指示解除目標と掲げている本市において、指示解除と賠償をリンクさせることなく、一定程度、被害状況に即した賠償がなされる点において被災者の生活再建に結びつくものとするが、今後とも精神的賠償については、被害者に寄り添い、被害の状況に即した賠償がなされるべきと考える。	(国) 東京電力に対しては、今後とも、被害者の方々に寄り添い、個別具体的な事情に応じて柔軟に対応するよう指導してまいります。
		精神的損害	東京電力	賠償金の支払いにあたっては、より多くの苦痛を受けたと認められる被災者に対する賠償金の増額について柔軟な対応を求める。	(東京電力) 弊社といたしましても、中間指針等やこの度示された第5次提言を踏まえ、引き続き、ご被害者さまに寄り添った適切な対応をさせていただきたいと考えております。
		その他	国 東京電力	財物賠償については、原発事故から6年をもって全損扱いとしているところであるが、地域の状況に応じ取り扱うべきと考える。	(国) 財物賠償については、中間指針において、「避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用(当該財物の破棄費用、修理費用等)は、賠償すべき損害と認められる。」とされている。 また、中間指針第2次追補において、「帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により100パーセント減少(全損)したものと推認することができるものとする。」「居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により一定程度減少したものと推認することができるものとする。」とされている。これらに基づき財物賠償を行っているところであるが、加えて、中間指針第4次追補において、新たな住居の確保や帰還時の建て直しのための「住居確保損害賠償」が定められ、東電が実施しているところである。 (東京電力) 居住制限区域・避難指示解除準備区域の不動産につきましては、引き続き中間指針等の考え方を踏まえ、避難指示解除までの期間に応じて、その価値減少分の損害を算定し、賠償させていただきたいと考えております。
6	桑折町	営業損害	東京電力	商工業等に係る営業損害については、損害の実態に見合った賠償を行うこと。	第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援施策をお示しいただきました。集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
6	桑折町	営業損害	国	東電に対し、実態に見合う賠償を継続するよう指導すること。	与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、また、その後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の目途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。
7	国見町	その他	東京電力	被害の実態に見合った賠償を最後まで確実に行うよう要求する。	第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援施策をお示しいただきました。集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。
		その他	国	原子力政策を推進してきた責任のもとで、被災地に対して最後まで確実な救済をお願いする。	与党第5次提言も踏まえ、国として復旧・復興に全力を挙げるとともに、事故との相当因果関係のある損害について東京電力が賠償を行うよう指導してまいります。
8	川俣町	営業損害	国	原発事故責任の認識をもって、東電任せにしない対応をしっかりとしてもらいたい。東電の言い分ではなく、被害者側に立った対応を取ってもらいたい。	与党第5次提言も踏まえ、国として復旧・復興に全力を挙げるとともに、事故との相当因果関係のある損害について東京電力が賠償を行うよう指導してまいります。
		営業損害	東京電力	平成28年2月で打ち切るとの考えから見直しへと表明したことは評価するが、商工業者の実情を十分勘案して賠償を示してもらいたい。	いただきましたご意見も踏まえ、引き続き、事業者さまの実態に沿った賠償となるよう検討を進めてまいります。
		営業損害	県	引き続き市町村の意向を汲んだ支援をしていただきたい。国に対して求めている。東電には完全賠償を求めている。	○ 原子力損害対策協議会として、5月12日及び13日に緊急要望・要求を、6月7日に全体会議を開催し、国及び東京電力に対して、指針の趣旨や事業者等の意向を十分に踏まえ、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう求めてきました。 ○ 県としては、引き続き、事業の再建につながる賠償が的確になされるよう求めるとともに、国に対し、被害者が安心して事業の再建に取り組むことができるよう、各種支援策等の実施を要望してまいります。
		その他	東京電力	賠償だけではなく対応(人的な復興支援など)を引き続き求めたい。	○引き続き、福島復興に向けてお役に立てることがないか、行政ご当局や関係される方々とよく相談させていただきながら、弊社として最大限取り組んでまいります。
		その他	国	原発事故責任の認識をもって、東電任せにしない対応をしっかりとしてもらいたい。東電の言い分ではなく、被害者側に立った対応を取ってもらいたい。賠償だけでなく制度も含めた支援が必要である。	与党第5次提言も踏まえ、国として復旧・復興に全力を挙げるとともに、事故との相当因果関係のある損害について東京電力が賠償を行うよう指導してまいります。 事業者の方々の自立を支援する官民合同チームを立ち上げ、まずは、被災12市町村の全8,000事業者を個別に訪問して、丁寧にお話を伺い、一人一人の御事情に応じた自立に向けた支援を行うことを検討している。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
8	川俣町	その他	国 東京電力	財物賠償について、精神的損害同様に、6年間一律の賠償を検討いただきたい。	(国) 避難指示解除がなされれば、帰還するか移転するかに関わらず、立入り、家屋等の管理は可能となることから財物が管理不能状態であるとは言えず、財物賠償については、今回の追加賠償により賠償方法が変わることはなく、中間指針に基づき避難指示解除に応じた賠償となると考えられる。 (東京電力) 居住制限区域・避難指示解除準備区域の不動産につきましては、引き続き中間指針等の考え方を踏まえ、避難指示解除までの期間に応じて、その価値減少分の損害を算定し、賠償させていただきたいと考えております。
		その他	県	引き続き市町村の意向を汲んだ支援をしていただきたい。国に対して求めていただきたい。東電には完全賠償を求めていただきたい。	原発事故による損害については、幾度にもわたり県内の関係団体、市町村で構成する原子力損害対策協議会の活動等を通し、国や東京電力に対し、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう、求めてきたところであり、引き続き求めてまいります。
9	西郷村	その他	国	現在、「福島県除染対策事業交付金」により、村内除染を実施しているが、除染に関わる職員の人件費(年間約1億)が対象経費に含まれないため、村財政を圧迫し始めている。除染に関わる職員人件費の事務費対象経費拡充を強く要望する。	御質問の交付金は、除染事業を対象としているため、通常の行政経費である職員人件費は交付対象外となっています。なお、除染に係る業務遂行のために非常勤職員を雇用した場合の経費については、交付対象としております。
		その他	東京電力	現在、「福島県除染対策事業交付金」により、村内除染を実施しているが、除染に関わる職員の人件費(年間約1億)が対象経費に含まれないため、村財政を圧迫し始めている。国で対象としない除染に関わる職員人件費のすみやかな賠償を強く要望する。	地方公共団体さまによる除染に係る費用の賠償につきましては、中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、早急に賠償のご案内ができるよう検討しておりますが、地方公共団体さまが追加的にご負担された職員対応費につきましては、必要かつ合理的な範囲を賠償対象とさせていただきたいと考えております。
		その他	東京電力	地方公共団体への賠償項目のうち、「食品検査費用(食品衛生法に基づかない、市町村独自の持ち込み食品検査)」について、対象項目から削除されてしまったが、賠償の継続を強く要望する。	「食品検査費用(食品衛生法に基づかない、市町村独自の持ち込み食品検査)」につきましては、中間指針第二次追補における「住民の放射線被ばくの不安や恐怖を緩和する」ための空間線量検査が実施された状況において、追加で実施されているものと考えております。弊社は、持ち込み食品等を含め放射性物質に対する食品の安全性については、食品衛生法にもとづく検査によって確保されているものと考えております。加えて、平成23年12月までには空間線量の検査結果等が順次公表され、その結果を受け、地方公共団体さまにおいて、放射能汚染に対する各種方針が決定されていること等から、賠償対象期間は原則、平成23年12月までとさせていただきます。
10	富岡町	営業損害	国	①事業の再建・なりわいの確保・生活の再構築に向けた支援 当町は復旧復興の道半ばにあり、今後の進捗による検証を行っていく上で解除時期が決まることから、2年間と一律に示されたが、異なる地域の状況や実態に見合った対応を求める。さらに賠償以外の支援を受け、事業再開の取組状況を含めて個別の事情を適切に対応すべきである。	事業者の方々の自立を支援する官民合同チームを立ち上げ、まずは、被災12市町村の全8,000事業者を個別に訪問して、丁寧にお話を伺い、一人一人の御事情に応じた自立に向けた支援を行うことを検討している。
				②農林業に係る営業損害の賠償については、平成28年12月まで行われているが、農業については除染における表土剥ぎ取りにより地力回復など事業再開まで時間を要することから、賠償はもとより支援策においても適切な対応を求める。	農地等の除染や農業者の帰還の進捗に合わせた、除染後の農地等の保安全管理や作付実証等及び整備の取組等、営農再開に向けた一連の取組を切れ目なく支援しているところです。引き続きこれらの取組を着実に推進していきます。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
10	富岡町	精神的損害	国	避難指示解除等の着実な実施 除染の十分な実施、インフラや生活に密着した生活関連サービスの確保は、帰還に向けて重要な要件である。国はこれまで解除に当たっては、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、地域の実情を十分に考慮し、一律の取り扱いとはせずに関係市町村が最も適当と考える時期としてきた。当町は復興がこれからという状態で解除時期だけが先行するのは理解し難い。安心して生活し、復興にも取り組めるような状況を見極めて判断すべきである。	与党5次提言にあるとおり、避難指示の解除は、「戻りたい」と考えている住民の方々の帰還を可能にするものであり、真の復興に向けた重要な一歩である。 このため、与党5次提言を受け、復興加速の環境整備、長期避難の弊害解消を図るため、避難指示解除準備区域・居住制限区域については、遅くとも事故から6年後までに避難指示を解除し、住民の帰還を可能にしていけるよう、関係省庁一体となって、日常生活に必要なインフラや生活関連サービスの復旧、子どもの生活環境を中心とする除染作業などの避難指示解除に向けた環境整備の加速に取り組んでいく。 なお、避難指示の解除は、原子力災害対策本部決定（平成23年12月26日）を踏まえ、地元と十分に協議しながら進めていく。
11	双葉町	営業損害	東京電力	2年間の集中的な自立支援施策展開後の個別事情を踏まえた対応について、事故との相当因果関係を広く捉え、適切に対応すること。	第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援施策をお示しいただきました。集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。
		営業損害	国	東京電力に対して、賠償の適切な対応、支援策の協力を積極的に行うよう指導すること。	中間指針及び与党第5次提言等を踏まえつつ、東京電力に対して、公平かつ適切な賠償を行うよう指導してまいります。また、支援策への協力についても合わせて指導してまいります。
		その他	国 東京電力	避難に係る費用(家賃)について、平成29年6月以降の取扱いを早急に明確にすること。	(国) 住居確保損害の賠償を受ける方の避難費用は、中間指針第4次追補に示された、事故後6年後までを目安に、平成29年5月までとしており、それ以降は住居確保損害賠償等を充てていただきたい。
				営農損害について、平成29年1月以降の取扱いを早急に明確にすること。	(東京電力) 本件事故時点の生活の本拠が「移住を余儀なくされた区域」(帰還困難区域および大熊町・双葉町の居住制限区域・避難指示解除準備区域)の方につきましては、家賃を含む避難費用の支払いについて、中間指針第四次追補を踏まえ、平成29年5月までとさせていただきます。その後は「住居確保にかかる費用」の賠償にてご対応させていただくこととなります。 (国) 農林業の営業損害については、平成28年12月まで現行の賠償を継続することとしているが、その後については、いただいたご意見等も踏まえ、今後検討していきたい。 (東京電力) 農林業を営まれている事業者さまにつきましては、平成28年12月までの賠償対象期間をお示しさせていただいており、それ以降のお取扱いにつきましては、自立支援策の展開状況等も踏まえ今後検討させていただきます。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
12	浪江町	営業損害	国 東京電力	<p>中間指針において「営業損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日とすることが合理的である」と明記されている。</p> <p>5次提言によっても以下の支障があり、 ①自立支援施策の展開によっても再開できない、または再開後も減収がある事業所があり得る ②原発に近い当町は風評被害が他地域より長期間継続すると見込まれる ③事業再開に際し、事業用資産の賠償の時価相当額を超過した修繕費用や代替資産の取得費用が発生している</p> <p>これらのことから、①②は中間指針に従い損害が発生する限り賠償すべきであり、③は事業者にとって大きな負担なため、支援施策の構築や中間指針における「追加的費用」として賠償すべきである。</p>	<p>(国) 与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、また、その後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の用途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。</p> <p>(東京電力) 第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援施策をお示しいただきました。集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。また、事業用資産の修復費用につきましては、修復費用の実費額が財物賠償での賠償金額を超過した場合に、時価相当額の範囲内で超過部分を賠償させていただきたいと考えております。なお、代替資産の取得費用につきましては、資産の取得であり損害とは考えられないことから、賠償の対象とはならないものと考えておりますので、何卒ご理解いただきまようよろしくお願い致します。</p>
		精神的損害	国 東京電力	<p>1 中間指針第4次追補において、避難指示の解除は以下のとおり示されており、 ①日常生活に必須なインフラや生活関連サービスが概ね復旧 ②子供の生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗 ③県・市町村及び住民と十分な協議</p> <p>特に③を踏まえることにより、住民も解除時期を予想し、ある程度の帰還の準備が可能であることを考慮し、「相当期間」の当面の目安を「1年間」とし、実際の状況を勘案して柔軟に判断していくことが適当であると示されている。</p> <p>このことから、解除時期及び相当期間は一方的に一律に決定すべきものではない。</p>	<p>(国) 与党5次提言にあるとおり、避難指示の解除は、「戻りたい」と考えている住民の方々の帰還を可能にするものであり、真の復興に向けた重要な一歩である。 このため、与党5次提言を受け、復興加速の環境整備、長期避難の弊害解消を図るため、避難指示解除準備区域・居住制限区域については、遅くとも事故から6年後までに避難指示を解除し、住民の帰還を可能にしていけるよう、関係省庁一体となって、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスの復旧、子どもの生活環境を中心とする除染作業などの避難指示解除に向けた環境整備の加速に取り組んでいく。 なお、避難指示の解除は、原子力災害対策本部決定(平成23年12月26日)を踏まえ、地元と十分に協議しながら進めていく。 また、東京電力に対しては、解除後相当期間経過後は、特段の事情がある場合は、これまでと同様、被害者の方々に寄り添い、個別具体的な事情に応じて柔軟に対応するよう指導してまいりたい。</p> <p>(東京電力) 避難指示解除後の相当期間につきましては、中間指針第四次追補に示された内容を踏まえ、1年間とさせていただきます。ただし、各市町村さまの状況が中間指針第四次追補で考慮されていた状況と明らかに異なる状況になった場合には、必要に応じて紛争審査会において議論されるものと認識しておりますので、その議論の内容に応じて適切に対応させていただきたいと考えております。</p>
		その他	国	<p>避難指示解除時期は、帰還へ向けた準備状況を踏まえ当該自治体の意見を聞き決定することになっており、一方的に一律に決定すべきものではない。 当町の場合、除染が始まったばかりであり、帰還へ向けた準備が平成29年3月までに完了する見通しはたっていない。 よって、第5次提言に関わらず当町の実情にあった解除時期とすること。</p>	<p>与党5次提言にあるとおり、避難指示の解除は、「戻りたい」と考えている住民の方々の帰還を可能にするものであり、真の復興に向けた重要な一歩である。 このため、与党5次提言を受け、復興加速の環境整備、長期避難の弊害解消を図るため、避難指示解除準備区域・居住制限区域については、遅くとも事故から6年後までに避難指示を解除し、住民の帰還を可能にしていけるよう、関係省庁一体となって、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスの復旧、子どもの生活環境を中心とする除染作業などの避難指示解除に向けた環境整備の加速に取り組んでいく。 なお、避難指示の解除は、原子力災害対策本部決定(平成23年12月26日)を踏まえ、地元と十分に協議しながら進めていく。</p>

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
12	浪江町	その他	国 東京電力	中間指針において「就労不能等に伴う損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の就労活動を営むことが可能となった日とすることが合理的である」と明記されている。 除染が始まったばかりであり、帰還の見通しがたない当町においては、 ①再就職しても減収が続く町民が多数いる ②いまだ安定した職業に就けない町民がいる 状況を踏まえて、就労環境が整うまで賠償すべきである。	(国) 就労不能損害にかかる賠償については、中間指針において「一定の限度があることや、早期の転職や臨時的就労等特別の努力を行ったものが存在することに留意する必要がある」とも記載されている。また、中間指針第二次追補において「例えば公共用地の取得に伴う損失補償基準」を参考とすることも考えられるとされている。これらを踏まえ事故後3年となる平成26年2月までを一律の賠償対象期間とし、さらに平成26年3月以降は、就労意思のある方について、将来の生活に見通しをつけるための期間として平成27年2月までの賠償がなされている。なお、平成27年3月以降についても、東京電力において、請求者の個別のご事情に応じた対応を行っていることと承知している。 (東京電力) 就労不能損害にかかる賠償の終期につきましては、中間指針第二次追補において、避難指示の解除、同解除後の相当期間の経過、避難指示等の対象区域への帰還等によって到来するものではないという考え方が示されており、具体的な対象期間の判断にあたっては、公共用地の取得に伴う損失補償基準を参考に、本件事故の特殊性を踏まえ3年間とさせていただきます。さらに、中間指針第四次追補で示された考え方を踏まえ、将来の生活に見通しをつけるための期間として就労意思のある方を対象に、雇用保険の適用期間を参考に、最長で12ヶ月間(平成27年2月まで)を延長で賠償をさせていただいております。また、平成27年3月以降につきましては、ご請求者さまのご状況に応じて「生命・身体的損害による就労不能損害」、「帰還にともなう就労不能損害」をご案内させていただくこととなりますが、それ以外の方につきましては、個別のご事情をお伺いさせていただきます、適切に対応させていただきます。
13	葛尾村	営業損害	東京電力	住民の帰還を図るためにも、商業者・農業者の事業再開が重要だが、当面利益が確保できない状況が考えられる。帰還して事業を再開する場合には、個別事情として当分の間賠償すべき。	第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援施策をお示しいただきました。集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。
		精神的損害	東京電力	早期解除の場合の6年後解除と同等の支払については、住民の帰還意向の回復のため、早期に決定すべき。	避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害の支払時期・支払方法につきましては、第5次提言を踏まえ、国からのご指導もいただきながら検討を進めてまいります。
14	飯舘村	営業損害	国 東京電力	①農林業、商工業の営業再開をした場合、当面(一定年度)収入が減少した分の補填をしてほしい。	(国) 与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、また、その後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をするよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の用途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。
				①農林業、商工業の営業再開をした場合、当面(一定年度)収入が減少した分の補填をしてほしい。	(東京電力) 第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援施策をお示しいただきました。集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
14	飯舘村	営業損害	国 東京電力	②雇用の場の確保と人材確保(操業再開及び継続企業)が容易でないため、その支援策を考えてほしい。	(国) 雇用創出基金事業等により被災地の雇用創出に努めるとともに、ハローワークにおいて求人・求職のマッチングを行うなどの就労支援に取り組んでいる。 (東京電力) 第5次提言において、国による事業再建等の手厚い支援施策をお示しいただきました。集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、弊社におきましては解消に要する将来の期間における損害も含めて、今回一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合におきましては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応させていただきます。
				③農林業の再生(農地の保全管理と栽培技術への支援、里山の再生への支援をしてほしい。	(国) 農地の保全管理と栽培技術への支援については、除染が終了した農地の保全管理及び安全な農産物が生産できることを確認するための作付実証に必要な経費について、「福島県営農再開支援事業」により支援しているところです。 里山の再生については、森林内の放射性物質の大半が土壌表層に吸着していることから、間伐等により下層植生を繁茂させ雨滴による地表面の浸食を防止し、放射性物質の流出を抑制することが重要であるため、公的主体により間伐等の森林整備と土砂流出抑制等の放射性物質対策を一体的に取り組む林業再生対策を推進しているところです。 また、避難指示区域においては、住民の早期帰還に向けた動きを踏まえ、帰還後に地域の森林整備が円滑に再開できるよう、平成26年度から国(林野庁)直轄により、適正な森林管理に向けた実証に取り組んでいるところです。
					(東京電力) ③農林業を営まれている事業者さまにつきましては、平成28年12月までの賠償対象期間をお示しさせていただいており、それ以降のお取扱いにつきましては、自立支援策の展開状況等も踏まえ今後検討させていただきます。
		その他	国 県	①災害救助法による仮設、借り上げ住宅の供与期間の終了後、すぐに補助の支援を打ち切るのではなく、入居者の一部負担も視野に入れながら3年程度の緩和措置をしてほしい。	(国) ご指摘をいただきましたご意見につきましては、資源エネルギー庁から関係省庁に対してお伝えさせていただきました。 なお、住居の確保に資するよう、住居確保損害賠償の支払いが行われております。 (県) 仮設・借上住宅から恒久的な住宅への円滑な移行に向けた総合的な支援策を検討してまいります。
				②内部、外部被ばく検査甲状腺検査の長期的な支援をしてほしい。	(国) 国は、福島県が行うホールボディカウンタによる内部被ばく検査や、県内市町村が行う住民への個人線量計の配布による外部被ばく線量の測定に対して、財政的支援を行っています。また、福島県県民健康調査「甲状腺検査」の結果、引き続き医療が必要である場合の支援を平成27年度予算に計上しているところです。今後も、必要な支援を行ってまいります。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
15	福島県 (商工労働部)	営業損害	国	安倍総理大臣が3月10日に指示された「事業や生業の再建に向けた支援策を大幅に拡充する」ための予算措置を27年度補正及び28年度予算において講じること。	○ 「集中復興期間の総括及び平成28年以降の復旧・復興事業のあり方」を5月12日に公表したところだが、今後、被災地の意見等を踏まえ、6月末までに政府方針を決定する予定。 ○ その結果を踏まえ、関係省庁と連携の上、必要な予算の確保に努めてまいる。
		営業損害	国	支援策を講じるに当たっては、県が県内商工業者のニーズ調査を踏まえ、国に提出した「福島県内の商工業者の方々への支援策に係る要望書」(5月13日)の内容を反映すること。	ご指摘をいただきましたご意見につきましては、資源エネルギー庁から関係省庁に対してお伝えさせていただきました。
		その他	国	震災等対応雇用支援事業(緊急雇用)が廃止となる場合でも、当該事業の受け皿となる新たな事業を、復興庁が所管する事業として創設すること。	○ 一時的・緊急的な対応であった震災等対応雇用支援事業は終了する方針。 ○ 他方、見守り、避難指示区域の警備等の事業については、雇用支援とは別の形で引き続き支援していく方針。 ○ その他の事業については、被災地からの声に丁寧に耳を傾け、任期付き職員等の活用や他事業での実施を含め、今後の取扱いを検討してまいります。
		その他	国	事業復興型雇用創出事業(緊急雇用)は産業施策と一体となった雇用支援であり、平成28年度以降も、必要な予算措置を講じること。	事業復興型雇用創出事業は平成27年度末までを事業開始の期限としているところ。本事業終了後の地域雇用対策については、復興庁などの関係省庁とも連携しつつ、各地域の現状を踏まえて適切な対応が図られるよう検討してまいります。
		その他	国	平成28年度以降、浜通り等においては、強力な企業立地支援策を追加するとともに、本県全域を対象に津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を継続すること。	平成28年度以降の復興事業のあり方に係る政府全体の方針を決めていく中で、引き続き被災地の実情などを踏まえて検討してまいります。
16	福島県 (観光交流局)	営業損害	国 東京電力	観光客の入込は、県全体として、震災前のレベルまでは回復していない状況(85%程度)である。特に教育旅行や外国人観光客誘客については、原発事故の風評の影響が大きく、震災前の4割程度にとどまっている。 このような背景には、観光に対する風評があることは明白であり、その起因となる原発事故が原因であることから、観光の風評被害については、賠償の継続があつてしかるべきである。	(国) 与党第5次提言では、原子力事故災害被災者の自立に向けて、平成27年度と平成28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、当該2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応を行うよう、またその後は、個別の事情を踏まえて適切に対応をすよう、提言されている。 当該提言を受け、自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者の方々から自立に向けて将来の用途を立てられるよう、その間の営業損害・風評被害の賠償を行うことを検討している。
				観光客の入込は、県全体として、震災前のレベルまでは回復していない状況(85%程度)である。特に教育旅行や外国人観光客誘客については、原発事故の風評の影響が大きく、震災前の4割程度にとどまっている。 このような背景には、観光に対する風評があることは明白であり、その起因となる原発事故が原因であることから、観光の風評被害については、賠償の継続があつてしかるべきである。	(東京電力) 本件事故と相当因果関係が認められる減収を被られた事業者さまにつきましては、将来にわたって発生し相当因果関係が認められる減収に対し、直近の年間逸失利益の2倍相当額のお支払によって、賠償させていただきたいと考えております。なお、弊社としましては、国による2年間の集中的な自立支援施策の展開によって、原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、今回解消に要する将来の期間に発生する損害を一括して賠償させていただきたいと考えております。一方、減収が継続した場合においては、自立支援施策の利用状況等もふまえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合につきましては、個別のご事情をお伺いした上で丁寧に対応させていただきたいと考えております。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
17	福島県(農林水産部)	営業損害	東京電力	<p>農林漁業に係る営業損害の賠償については、平成28年12月までとされているが、その後の取扱について未だ示されていないことから、早急に示すこと。</p> <p>また、農林水産業の再生は、避難指示区域の市町村の置かれている状況が様々であり、一律に進めることはできないことから、事業を完全に再建することができるまで、被害の実態に見合った賠償を的確に行うこと。</p> <p>さらに、風評による被害が依然として継続している厳しい状況を踏まえ、被害がある限り、実態に見合った十分な賠償を行うこと。</p>	<p>農林業を営まれている事業者さまにつきましては、平成28年12月までの賠償対象期間をお示しさせていただいており、それ以降のお取扱いにつきましては、自立支援策の展開状況等も踏まえ今後検討させていただきます。</p>
		営業損害	国	<p>農林漁業に係る営業損害の賠償については、平成28年12月までとされているが、その後の取扱について未だ示されていないことから、早急に明示させること。</p> <p>また、農林水産業の再生は、避難指示区域の市町村の置かれている状況が様々であり、一律に進めることはできないことから、事業を完全に再建することができるまで、被害の実態に見合った賠償を的確に行わせること。</p> <p>さらに、風評による被害が依然として継続している厳しい状況を踏まえ、被害がある限り、実態に見合った十分な賠償を行わせること。</p>	<p>農林業の営業損害については、平成28年12月まで現行の賠償を継続することとしているが、その後については、いただいたご意見等も踏まえ、今後検討していきたい。</p>
		その他	国	<p>◆復興事業に一部負担を求めることについて</p> <p>「農山漁村地域整備交付金」など、本県の農林水産業の「復興に資する公共事業」や、「東日本大震災農業生産対策交付金」などは、他の被災県と異なり、除染など原子力災害への対応を優先せざるを得ず、事業着手そのものが遅れてしまったことに加え、今後も多額の事業費が見込まれており、自治体に一部負担を求めるとなれば、地方財政に多大な影響を及ぼすことから、引き続き、震災復興特別交付税による地方財政措置を講じ、自治体負担を求めないこと。</p> <p>また、既に着手している事業はもとより、既に事業計画の承認を受けている事業については、引き続き、震災復興特別交付税による地方財政措置を講じ、自治体負担を求めないこと。</p> <p>さらに、「福島県営農再開支援事業」など、既に県に造成された基金を財源として実施している事業についても、これまで同様に自治体負担を求めないこと。</p>	<p>○ 6月3日に、自治体負担の対象事業と水準等について公表したところ。</p> <p>○ ご指摘の「農山漁村地域整備交付金」、「東日本大震災農業生産対策交付金」等、今回自治体負担の対象とした事業については、地域振興や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性格を併せ持つ復興事業であることから、自治体負担の対象と整理したところ。</p> <p>○ 自治体負担の程度は、地方負担の5%(事業費の1~3%程度)としており、通常の災害時と比較して十分に軽減された低い水準とし、被災自治体の財政負担に配慮したものと認識している。</p> <p>○ 引き続き被災自治体の声をよく伺いつつ、自治体負担のあり方については検討させていただき、6月中に最終的な整理をしまいたい。</p>
		営業損害	東京電力	<p>①県内森林組合は、解除の見通しが立っていない避難指示区域等を抱える組合もある。また、風評被害も依然として根強いものがあることから、平成27年度と平成28年度の2年間に限られた営業損害及び風評被害への賠償では補いきれない。従って、平成29年度以降も状況に応じた賠償に応じるべきと考える。</p> <p>なお、県内森林組合において、以前に請求したものの未だ支払われていないものがあるので、早急に支払いに応じるようお願いしたい。</p> <p>②現在、しいたけ生産については、放射性物質の影響により露地栽培は困難であり、施設栽培や菌床栽培への転換が有効な手段となっている。この際必要となるビニールハウス等の施設は生産者の資産と見做され、損害賠償の対象となっていないが、これを損害賠償の対象とすることで、生産再開を促すべきと考える。</p> <p>また、賠償の支払時期は、ビニールハウス等の導入時期とすることで、生産者の負担を極力減じるべきである。</p>	<p>①森林組合様への賠償につきましては、個別のご事情をお伺いのうえ、適切に対応させていただきまます。なお、避難指示区域内における農林業を営まれている事業者さまにつきましては、平成28年12月までの賠償対象期間をお示しさせていただいており、それ以降のお取扱いにつきましては、自立支援策の展開状況等も踏まえ検討させていただきます。</p> <p>②しいたけ生産にあたって、新たな資産の購入された費用につきましては、資産の購入であり損害が生じているとは考えられないため、賠償の対象とはならないものと考えておりますので、何卒ご理解いただきまようよろしくお願い致します。</p>
その他	東京電力	<p>木材生産活動に伴う樹皮の滞留問題は今後も継続し、木材産業の事業活動に大きな影響がある。</p> <p>よって、木材業界に対する、放射性物質で汚染された樹皮(パーク)処理経費への賠償については、状況に応じて継続すべきである。</p>	<p>パークに関する賠償につきましては、今後も処理を余儀なくされたご事情をよくお伺いし、適切に対応させていただきたいと考えております。</p>		

NO.	団体名	項目	意見先	内 容	回 答
17	福島県(農林水産部)	営業損害	国	農業は、生活(そこに住むこと)と生涯が密接に関連しており、農地近隣に生活の基盤が無いと通常の農作物の肥培管理すら困難な作業となる。農業再生は、除染やインフラ復旧による生活の基盤再生から段階的に進むものとする。そのため、2年間(H27,H28)に自立支援施策を同時並行的に盛り込むのではなく、適当な期間スライドさせながら農業再生の支援をお願いしたい。	農地等の除染や農業者の帰還の進捗に合わせた、除染後の農地等の保管理や作付実証等及び整備の取組等、営農再開に向けた一連の取組を切れ目なく支援しているところであり、引き続きこれらの取組を着実に推進していきます。今後も、農業者の方の置かれている状況を踏まえ、関係省庁と相談しつつ、適切に対応していく考えです。
		営業損害	東京電力	農業者が地域帰還し、そこで暮らすペースが出来て、農産物の生産・出荷による経営が可能な状況が整うまで営業損害に対する賠償を継続すべきと考える。	農林業を営まれている事業者さまにつきましては、平成28年12月までの賠償対象期間をお示しさせていただいており、それ以降のお取扱いにつきましては、自立支援策の展開状況等も踏まえ検討させていただきます。
		その他	国	帰還を急ぐだけで無く、中間貯蔵施設への搬入や廃炉作業等について、これらの周辺環境への営業把握に努め、特に汚染の影響が直ちに出る農産物への汚染防止やモニタリングの強化などによる安全性の確保など、確実に実施できるよう支援をお願いすると共に、万が一、汚染等が発生した場合の対応についても事前に検討をお願いしたい。	環境省、福島県と大熊町・双葉町との間で「中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定」を締結いたしました。この安全協定の中で、中間貯蔵施設に係る環境放射能等のモニタリングを行いその結果を公表することや、異常が発生した際には、環境省から福島県と大熊町・双葉町に直ちに連絡すること等を定めております。今後も、この安全協定に基づき適切に対応してまいります。廃炉作業については、国も主体的に関与しながら、東京電力が、敷地境界外に影響を与えるリスクの総点検を実施し、2015年4月28日に点検結果を公表しました。今後も、廃炉作業の進捗に応じた環境の変化により、リスクは変化することから、定期的に見直していく必要がありますが、その際にも、同様に関与していく所存です。
		その他	東京電力	廃炉作業等による放射性物質の拡散等があった場合に、今まで続けてきた除染や出荷制限解除等の取組が無に帰す恐れがあり、慎重な作業をすべきと考える。	○福島第一の敷地境界外に影響を与える可能性を広く対象として、液体とダストを中心に、汚染源と流出経路の洗い出しを行い、追加対策の必要性に関し評価や整理などを行いました。○1号機カバールーム解体・ガレキ撤去作業につきましては、3号機ガレキ撤去作業に伴う空気中の放射性物質濃度の上昇事象の反省を踏まえ、飛散防止剤の散布頻度の強化、散水設備の設置等の飛散抑制対策を強化するとともに空気中の放射性物質濃度の監視を行いながら慎重に進めてまいります。